

平成27年（2015年）6月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成27年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年6月16日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倅規		

不 応 招 議 員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育長職務代理者	森本 鑛平	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番 平野 倅規 1番 大西 瑞香

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

東清剛議長

皆様、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、報告申し上げます。

東清剛議長

本日の会議を開く前に少しお時間をいただきたいと思えます。

町長より、行政報告において訂正の申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

初日ですね、開会日に報告させていただきました行政報告、地域自治区廃止後の海山の字名に関する検討結果についての中です、**「居住地のみを考えた場合において、賛成よりも反対が0.92%を上回っている」と報告をさせていただきました。正しくは、賛成よりも反対が1.69%上回っている**」ということですので、お詫びして訂正をいたします。

なお、行政報告の訂正したものをお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まず、報告申し上げます。

本定例会において、11人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問については、本日は4人、17日の本会議で4人ということで、18日の本会議で3人ということで、3日間の運営をさせていただきたいと思います。

なお、3日目の一般質問終了後に、全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに、予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしたいので、ご了承ください。

日程第1

東清剛議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 平野 倭規君

1番 大西 瑞香君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る6月9日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告しておりますが、一般質問の調整を行っていることとされていますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

それでは、4番 樋口泰生君の発言を許します。

4番 樋口泰生議員

おはようございます。

通告のとおり、議長の許可を得まして、平成27年6月議会一般質問をさせていただきます。なお、通告させていただいています、大項目2つと小項目ごとにですね、4つございますので、2つ、2つと、その小項目ごとに答弁いただければありがたいんですが、よろしいですか。すみません。

今回の質問は2項目で、なお、論点は一貫性を持っているつもりでおりますので、答弁に配慮いただければ幸いです。

まず、1つ目、入り込み客 200万人プロジェクト、にぎわいのまち向けての現状と展望について。2つ目、まち・ひと・しごと創生法、紀北町総合戦略についてであります。明快な答弁により、町民の皆様にご理解をいただけることを期待して、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目は、200万人プロジェクト、全体的な現状と展望について答弁をお願いします。中でも、小項目の1番なんですが、このプロジェクトの中心的位置づけであり、町長の肝入りで始められたスポーツ合宿誘致、にぎわいのまち構築のため、関係課は精力的に活動し、成果を上げられていると拝察しております。その具体的数値評価はどのようになっているかを、答弁お願いいたします。よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、改めましておはようございます。

今日から一般質問ということなので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど樋口議員からご質問いただきました、スポーツ合宿の誘致についてでございます

が、これまでもですね、町内のスポーツ団体や個人の方々の紹介をはじめとして、パンフレットやチラシ、ホームページなど活用しながら、県内の高校・大学、県外の大学等に誘致活動を展開してまいりました。

そのようなこともございまして、スポーツ関係の方々の皆様のご協力もございました。そういう中で、平成24年には3,005泊であった合宿の宿泊数がですね、平成25年は4,378泊、平成26年には4,763泊と年々増加してきているところでございます。

議員お尋ねの経済効果につきましては、それを計る有効なデータや資料がないのが現状でございますが、三重県が実施しました平成26年観光レクリエーション入込客推計書、観光客実態調査報告書によりますと、東紀州を訪れた宿泊客の消費額は2万2,262円となっております。観光と合宿では、もちろん性質が異なりますので、この数値を直接用いることはできないと考えておりますが、1つの目安として、この額に26年の宿泊数を掛けますと、約1億600万円となります。以上です。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今、順調な伸びを示しているということで、お返事いただきまして、もう少し細かくですね、再質問させていただきたいと思っております。6月5日の紀勢新聞紙上でございますが、平成26年中に東紀州地域への入り込み客数、延べ392万人となり、前年比39%の伸びとなり、過去最多となったとありました。ここですね、この新聞なんですけどもね。ありますが、紀北町への、先ほどご返事いただいたのは宿泊数に金額を掛けたということですので、実際に392万人、東紀州に来たんですけど、当然、尾鷲市ほかですね、紀北町以外のところも足して東紀州地域で392万人、紀北町は当然その積み上げの中に入っていると思えます。どれだけだったんですか、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

数的事実なことなので、商工観光課長のほうから答弁させます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

平成26年度の入り込み客数ですけども、合計ですね、123万124人となっております。
以上でございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

1つ目の質問のですね、表題にもあります200万人プロジェクトのですね、この200万人を掲げられたときは150万人とか、200万人に比較的近い数字だったように思いますけど、この差をこれからですね、長期総合計画の重点プロジェクトなんですけど、どういうふうに埋めていかれるおつもりでしょうか、答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員もご承知のようにですね、今、大変、高速道路ができて訪れてきている人が多いんですが、大変、今、道の駅等には厳しい状況ともなっております。そういう中で、私どもとしては、このあとの始神テラスのご質問でございますが、そういったものを活用しながらですね、始神テラスへの立ち寄り、それから、そこから町内への呼び込みをですね、しっかりやりながらやっていきたいと思っております。観光資源的には、この紀北町大変素晴らしいものがあるところでございますので、そこらをどうやってPRしていくかということだと思います。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

わかりました。それでは、その件に関しては次の始神テラスのほうでお聞きしますので。もう1つはですね、今の空気というか入り込み客数でいくと、紀北町は通過点という状況になっているように思われます。それは私一人だけではないような感じがするんですけど。

もう1つですね、新聞にありましたので、今回はちょっと新聞の切り抜きが多くてですね、平成27年4月3日紀勢新聞に、新規エリアでの売り込みを図ると大見出しで一面で掲載されておまして、スポーツ合宿誘致の件、先ほどご説明はいただいたんですが、この記事の中にですね、先ほど4,700いくつ、平成26年の数字があげられておりますけど、こ

のときにお答えになられたですね、新聞の記者さんにお答えになられた答弁が載っておりますので、その点についてですね、これは具体的な名前は載ってございましたけど、課長とか町長ではなくてですね、職員の方が答弁に答えられております。これは先に申し上げますけど、こういったことをお答えになられる職員さんに対して、私はですね、あそこまでよく考えてお答えいただいておりますと、先に言うのは変なんですけど、それについてお聞きしたいと思います。

その中でですね、延べ年間 4,500泊、にぎわいの面でも経済面でも町に与える影響は大きいとありまして、この点に対する現状分析というのは、先ほど町長とりあえずお答えいただきましたので結構なんですけど、また、そのあとにですね、リピーターを増やし、底上げをめざしているとあります。どんな施策、工夫をしていますか。それと、これからもっとですね、どういうふうな形を考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

リピーターはですね、やっぱりおもてなし、来たときにですね、良かったという、まず印象を与えることがですね、やっぱりリピーターの原点だと思います。ですから、もう今、民宿等宿泊施設もですね、一生懸命この事業、町と考え方同じくして取り組んでいただいておりますので、私も以前もお話しましたが3泊一緒に学生たちと泊らせていただいたことがございます。食事も私、合宿に、学生と相当行っておりますが、もう素晴らしい食事、それからおもてなし、そういったものがございます。まず、そこがですね、リピーター、施設自体はなかなか変わるわけではございませんので、そういったところが大事だと思っております。

また、このリピーター、それから新規をですね、めざすために今年度、新たにですね、合宿を紹介するような雑誌に広告を出したり、そのツーリストのホームページにバナー広告を出したりということも考えております。また、やはり基本的にはスポーツの施設の維持管理、こういったものを適切にしていなければ、あっ、なんだ、この程度かということですね、されておりますので、今度、地方創生のほうでもですね、グラウンド等のこのスポーツ環境を取り上げさせていただいて、グラウンドの維持管理もやっていきたいということで、地方創生3月補正で出させていただきます。

それと、やはり地域が沿岸地域でございますので、そういったものからすると、スポー

ツ中の地震津波のことを考えまして、スポーツ施設には津波避難看板等、それから避難路ですね、そういったもの整備もですね、大白は県のほうなんで、そこも2箇所ほど今、要望しているような状況でございますので、そういったものも十分考えながら、リピーターを目指していきたい、そのように思います。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今のお話はわかりました。私の最初に申し上げた論点がですね、そこにも関係あるんですけど、そのあとでもう1つですね、お聞きしたいこと、こちらのほうが私の論旨に合っておりますので、お聞きします。

宿泊にかかる費用が直接的な経済効果になる。また、地元業者や食材が利用される波及効果も生じると書いてあるんですね。町長は、以前に同様の質問をしたときに、これは宿泊の話聞いたときにね、入り込み客数という質問をしたときに、単に入り込み客数にこだわらないと、経済効果が目的だということを答弁されのを、私記憶しておるんですが、そういうことであればですね、今回の先ほど答弁いただきましたけど、4千数百に2万いくらを掛けた1億何千万円、この金額は通常、経済効果の中ですね、1次効果と呼ばれているものでありまして、それがですね、納入業者さん、またはその納める、例えば野菜であれば納める八百屋さん、それを生産する農家さん、そこまでいって3次効果になると思いますけど、通常、その経済効果とは、そこまで判断すべきかと思います。それに対してどういうふうな経済効果があるのか、それをお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりなんで、直接的な経済効果というのはですね、宿泊、弁当とかですね、そういったかかったことなんですけど、それによる雇用とかですね、そういった農産品、そういったものも含めれば、2次、3次の経済効果となりますが、そこまではですね、当町では出していないというのが現実でございます。ただ、おっしゃるように宿泊が増えれば働く方も増えます。それから消費するの増えます。また帰りに何か買っていかれたり、また自動販売機で飲まれたりとか、そういうのもありますんで、そのところは

詳しく出してないのが現実でございますので、今後ですね、他の市町のことも検討しまして、積算していくうえでの根拠もですね、考えていかなければいけないのかなと思います。はい。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

これが産業連関表というので、以前にですね、私、町長に伺いまして、2年以上前かな。このあと地方創生がありますけども、この連関表があればですね、この話はあとからしようと思っております。これをですね、産業連関表でいくと、観光分野の中の宿泊業という分野にあたりましてですね、これって、ただとりあえず、この宿泊業だけを取り上げてですね、まずやってみる。そうするとモデルケースになると思うんですが、この副町長、良ければでね、それはなぜかと言うと、最近使われるビッグデータには詳しいと推察、申し上げてですね、お答えいただければ。町長の許可を得てですね、よろしくお願いします。

東清剛議長

副町長。

竹内康雄副町長。

これにつきましてもですね、その産業連関表のいろいろ効果とか、それから使うにあたっての課題等もございますので、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今、次に質問しようと思うんですけど、その分析を進めるという腹積もりであるという、答弁と聞かせていただいてよろしいでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

産業連関表ね、つくっていくという答弁ではございません。我々の話の中ではですね。そういった意味で、やっぱり実態をいかに把握していくとかいうことが大事だなということ、今、宿泊等に関してですね、お話をさせていただいたということでございます。私

のほうは、はい。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

次に、小項目2つ目のほうに移らせていただきたいと思います。

地域振興施設始神テラスについて、改めてお聞きします。

バックアップオフィスとして、災害時の危機管理的役割と地域の産業振興のためのアンテナショップ的な意味合いが大きい2つの目的、役割であります。その成果をどのように期待し、どうやって効果を判断しますか。紀北町行政としては指定管理をみえ熊野古道ジャパンに委託していますが、どのような目的、効果を望んでいますか。答弁をよろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。答弁の少しですね、答える場所について、ご相談をさせていただいたものですから。

それではですね、始神テラス、今、ご質問いただきました。それについてお答えをさせていただきますが、まず、最初の部分から、最初というか危機管理、地域振興、それに関してお答えをさせていただきます。

紀勢自動車道三浦地内に、国土交通省が整備いたしました防災施設の一部を占用して整備したものでございます。基本的な整備方針としては、先ほど議員もおっしゃったように、災害時は住民や高速道路通行者の一時避難場所、また、災害復旧の拠点としましては、平時は道路通行者に地域の情報や地元物産等を提供するとともに、来訪者を街中に誘導するなどの施設として整備をいたしました。

このほかにも役場庁舎や海山総合支所が災害により、著しく機能が低下した場合のバックアップオフィスとして活用することも視野に入れ、整備をしているところでございます。また、アンテナショップ的役割を持った施設でもあります。どのような成果を期待し、効果を判断するのかであります。危機管理的役割といたしましては、災害時において国と一体となって、いち早く救助支援部隊を受け入れ、道路管理のための防災機能と災害支援、地域支援等を迅速に発揮することができる施設と期待をいたしております。

また、産業振興のためのアンテナショップ的役割につきましては、広義に考えた場合は、町及び東紀州地域全体の活性化や集客交流の推進を期待いたしますが、狭義には施設内の物産や食品の販売、街中に来訪者を誘導し、町中での消費拡大を期待しているところでございます。

次に、その効果の判断につきましては、施設への立ち寄り客数や物産品等の販売額、街中への入り込み客等による効果の判断ができると考えております。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

これに関してもですね、当然、販売を委託されているのが、この熊野古道ジャパンさんだと思うんですけども、そこが売りますと、そのときに仕入れるなり、委託販売を承って売るときにですね、当然、納入業者がいますんで、その納入業者さんが利益を出せば2次効果、そのあとも、それがさっき言いました八百屋さんであれば3次効果、それも1次効果だけのですね、入り込み客掛ける単価だけではなくてですね、2次、3次まで調査いただければですね、どういうふうに今後、それに関してはまた2つ目の質問で伺います。そういうふうに思います。

それでですね、次に、そのアンテナショップ的な意味合いはよくわかりましたんで、次に危機管理、防災面についてお聞きしますが、6月13日、紀勢新聞、これもまた紀勢新聞ですけど、道路警戒の役割を明確化と、このようにあるんですよ。その大規模災害時の交通早期確保策、いわゆる中部版くしの歯作戦について、紀北町としてはどのようにかわられたのか、答弁をよろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町としてどのようにかわったかということなんで、建設当時からのお話もでございます。建設当時ですね、ここに国交省が防災拠点としてするという話の中で、そして、紀北町もですね、3.11ございまして、やっぱりバックアップ的な施設も要るのではないかなというような、議会でもですね、ご指摘もいただいたところでございます。

そういうことからいたしまして、我々としては国交省が防災基地として整備しようとしているところに、我々としてもそういう防災機能を兼ね備えた、こういう地域振興施設を

したいということでございます。関わっているというは国交省との間で、いろいろとそういったものを話ながら、いろいろとご要望もさせていただきました。そして今、防災倉庫も建設されてですね、その一部をお借りできるようなお話も今、協議を進めているところなんです、そういった意味からすると、常にですね、まず国交省側としたら防災施設、道路警戒等に至る、あの中をご覧、今度28日オープンなんで、中をご覧いただければよろしいと思うんですが、仮橋とかですね、そういった鋼材がたくさん入っているところでございます。

そういった意味からすると、我々としてはこの施設があることによって、紀北町へのくしの歯作戦、それから道路警戒がですね、より早く行っていただけるものと確信いたしております。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

よくわかりました。よろしく願いいたします。

この項目の最後の質問なんです、これは通達外で申し訳ないんですが、差し支えなければお答えいただきたいと思います。

伊勢志摩サミットについて、町長はどのようなアクションをお考えですか。動き次第で200万人プロジェクトの強力なアシストになるように思いますが、答弁をよろしく願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もですね、その観点が必要だとは思っております。

ただ、これはですね、やはり1つの町ではなしに、東紀州全体でですね、取り組んで、伊勢志摩サミットにお越しいただいた方を、世界遺産もございまして、1人でもこちらのほうへお越しいただきたいということですね、これから県のほうへもアピールしていかなければいけないことだと思います。幸い260号もですね、拡幅されまして、錦峠も全面開通ですか、されましたので、そちらのルートも考えてですね、いろいろなことをやっていかなければいけないと思いますし、伊勢まで1時間ということなんで、それは重要な観点ではないかと思っておりますのでございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

それでは、2つ目に移らさせていただきたいと思います。

まと・ひと・しごと創生法の町総合戦略策定について。

小項目、戦略の策定の組織、運営、進捗状況についてであります。総合戦略策定の基本的な考え方は、少子高齢化等の人口問題を解決するための施策と認識しております。若者定住に必要な不可欠な雇用の促進、そのためには地域の事業所が元気でなければ雇用は生まれません。この点に関して行政執行部の認識をお聞きします。また、その課題解決の根拠となる客観的データベースと分析資料の必要性を私は感じておりますが、いかがお考えか。

そして、以前にも提案いたしました経済波及効果の判断材料となる紀北町の産業連関表を早急に作成し、産業構造を把握することが肝要と思われまふ。この点について答弁をよろしくお願ひいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃったとおりでございます。人口分析、基礎データが大変重要なものだと思っております。これを徹底して分析することによって、その方法論が見えてくるのではないかと思っております。

私、以前も申し上げましたが、情報なくして発言なしとかですね、そういう言葉もちょくちょくお話をしております。それはですね、やはり情報を徹底的に分析することによって解決策が見えてくるのではないかと思っておりますので、その点につきましては、議員と同じような考え方でございます。

国からの通知におきましてもですね、そのようなこと、客観的な分析に基づき、その課題を把握し、地方自治体が自主性、主体性を発揮して、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要であると、国においてもされております。基本的な人口データや人口動態の資料を収集しまして、人口の現状分析、将来人口の推計、人口の変化が与える影響の分析、人口の将来展望に関する調査分析等を今、進めているところでございます。その分析結果を基に、広く意見をお聞きし、総合戦略を策定していくこととしております。

なお、戦略策定組織につきましては、紀北町に、もうすでにご案内のことと思ひますが、

紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部、それからそれに伴う委員会を設置しております。今後、さまざまな方々からご意見をいただく外部委員会も設置することといたしております。

次に、産業連関表の策定につきましては、これからもですね、いろいろとご指摘をいただきながら、勉強はしていきたいと思いますが、膨大な指定統計資料等を活用分析して、作成する必要があるとお聞きいたしております。本町の産業人口規模での作成が有効な事業効果を見込めるかも課題でございますので、こういうことも含めて近隣市町、それから三重県の、今現在ご相談をさせていただいたり、様子を見ているところでございます。以上です。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

答弁漏れといたしますか、今、最初に質問したタイムスケジュールですね、これからのスケジュールに関してはどういう進捗をされるのかと、1年間で結論を出さないといけないというふうに伺っておりますが、どういうふうな感じでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

企画課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

国のほうからお伺いいたしておりますのは、総合戦略につきましては、平成27年度中に作成をしていただきたいということでございます。

しかしながら、少しでも早く戦略を策定したほうがという気持ちもございまして、庁舎内では平成27年中に策定が目指せないかということで、スケジュールを進めております。ただ、はっきりまだ決まっていない部分もございまして、いろんな分析、ちょっと時間がかかってございまして、今後は、先ほど町長が申し上げましたとおり、外部委員さんを含めまして、いろんな方々からご意見をちょうだいして作成をしていきたいというふうに、現

在のところ考えてございます。

以上でございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

それではですね、その総合戦略策定にあたって、お聞きしたいと思うんですけど、詳しくですね。当然、町民の皆様も興味のある内容でございますので、特に行政報告会ではですね、その説明に4回ありましたけど回られていますよね。報告すると同時に、この説明を企画課長のほうからしていただいております。その書類ですね、この書類と、もう1つこちらですね、長期ビジョン総合戦略、これが説明の書類だったと思いますけど、これに関してちょっとお聞きしたいんです。

これについて、書類の中にですね、難しい単語がありますんで、これをもらわれた方も多分わからないと思いますんで、その辺に関して説明をいただきたいと思います。ちょっと細かい説明になると思いますが、書類の中にアウトカム指標、K P I で検証改善について書いてあるんですね。これに対しての説明をよろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

K P I というのはね、重要業績評価指標ということですね、やっぱり分析して目的を持って、それをしっかりと達成しろということで、進捗状況確認したり、そういうものをしていく目標を言っていると思います。

アウトカムというのは、やっぱりその施策や事業に対する成果とか、効果、そういったものを言っております、以前も議員からもご指摘いただきました。国の資料を今、させていただいておりますが、その用語解説とかですね、そういうのは必ず必要だと思いますんで、これ前回の行政報告会とか、議員にお示しさせていただいているのは、国の資料を出させていただいているところがありますので、また、こういう計画の中では、そういう用語解説等も入れていきたいと、そのように思います。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今、ご説明いただいた内容、よくわかったんです。K P Iのほうはですね、そのまま政策ごとに達成すべき成果目標、一言でいうとそういうふうに、調べるとそういうふうになっているんですけど、もう1つのほうがですね、ちょっと町長の答弁で意味合いがですね、若干違うんじゃないかと。私が調べたところによりますと、成果目標、このアウトカムのほうですが、今言いましたK P Iですね、指標によって行政活動そのものの結果、アウトプットではなく、その結果として住民にもたらされる便益、アウトカム、これはアウトカムと。

ですから、何を申し上げたいかと、行政の中で終結する結果ではなくて、確かにいい政策だったというのが、住民の一部であろうと全体であろうと、それが図られていないといけないと。若干、そういうふうには私にとらえていますが、間違えているかどうか、ちょっと確認のためにお返事をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりなんで、言葉足らずだと思います。国はですね、成果を出せと言っているんですよね。この総合戦略をつくってですね、そういう意味からそういう言葉が使われていると思います。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。確認がとれましたんで。

次にですね、この内容についてなんですが、私、議員の皆さんもそうですけど、議会人というのをとっておきまして、議会人6月号からですね、国、内閣府には頑張った自治体を支援すると書かれており。成功する自治体と失敗する自治体を分ける気配も漂っている。また、こうも書いてあります。国が求める作業は膨大で、人口ビジョンや総合戦略の策定をコンサルタント会社に頼る危険もある。最も重要な住民参加が後回しになりかねない。この文言について所見をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりのことが、国のほうから言われてます。私のほうもですね、いろいろな方の町村会の講演とか、いろいろお話を聞かさせていただいております。その中でですね、確かに難しい課題かなと、それは以前3月定例会だったですかね、お話させていただいたように、町もですね、各市町もそうなんですけど、今までも一生懸命やってきたと、その中で新たなものを出して、新たな結果を出せというような意味合いのことをですね、聞かさせていただいております。

この間、ある町村会の講演会でも、それはわかっておるんやと、その講師の方はですね、難しいというのは。しかし、それをやっていかなければいけないと、それをやる気が市町村に求められておるんやというようなお話もですね、ありましたんで、議員おっしゃるとおり、ただ、コンサル任せというのは駄目だよということが言われておりますんで、住民情報とかですね、そういう将来動向なんかという基礎の部分はOKというお話はいただいているんで、そこは今、企画のほうでしっかりとやっていただいているんですが、そこから先がですね、先ほどのいろいろな委員会を活用しながらですね、住民の意見、その委員会の中で取り入れながら、外部委員会ですね、そういったもので取り入れながら、やっていかなければいけないなと思っております。はい。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

はい、ありがとうございます。認識だけいただければ結構ですので。

次にですね、この内容で、先ほども答弁いただきましたけども、人口動態分析とか将来人口推計、こういった作業はですね、言葉では雰囲気はわかるんですけど、具体的に、それを進めてきておりますと聞きますが、もうちょっとだけですね、わかりやすく町民の皆さんにもですね、ご説明いただけないかなと、可能でしょうかね、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

企画課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。

少し、現在、人口動態推計資料の一部をご紹介します。

現在、いろいろな調査をさせていただいておりますが、その中の1つといたしまして、人口だけじゃなくって年齢、3区分の人口の推移、直近の3区分の人口の推移、学校区別の総人口とか、3区分の人口の推移、そのほか人口構造のピラミッド、また合計特殊出生率の推移等々、年齢別の階級別の人口移動とか、ちょっと細かいこと言いますと、紀北町から、どの市町に何人出て、どの市町から紀北町に何人来ておるというのを、年代別に調べられないかということで、住民課等の協力も得まして、その辺の調査も現在やっているところでございます。

以上でございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。詳しい資料はまた企画課のほうに問い合わせすれば、ご説明いただけますかね。今現在までの、はい。よろしくお願ひしたいと思ひます。町民の皆さんからも問い合わせがあるかも知れませんが、よろしくお願ひします。

次の質問と言ひますか、入らせていただきますが、今度、副町長にお聞きたひんですけれど、この戦略策定は紀北町にとって座右の銘、ピンチはチャンス視点から、どうとらえてらっしゃいますか。よろしくお願ひします。

東清剛議長

竹内副町長。

竹内康雄副町長

まさに人口、過疎化が進んでいるとかですね、そういった部分課題があります。まさにそういった部分を元気づけるというものが、この地方創生ということだと思いますので、そういういろんな課題があるピンチをですね、今回、その地方創生ということでチャンスに変えてですね、やっていきたいということで、そういうような発言をさせていただいたということでございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございました。

もう少しだけ詳細、具体的にですね、こういった形で進めていただけるというお話をいただけるかなと思っていたんですが、はい、ありがとうございました。意気込みはよく理解させていただきました。

次にですね、この文書ですね。説明の長期ビジョン総合戦略の中の、ここに4項目載っておりますですね、今後の施策の方向という項目がありまして、4つですね。地方における安定した雇用を創出する、1番。2番、地方への新しいひとの流れをつくる。3番、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると。この項目の中のですね、取り上げたいのは1番、地方における安定した雇用を創出するという項目でございます。当然、4つあって一番上なので、政府のほうもですね、一番最重要でないかと、そういうふうに勝手に思い込んでですね、質問するわけですけど。

紀北町長期総合計画後期基本計画の策定にあたってですね、この点については、町民アンケートの調査、多分、ほとんどの課長さんご存じだと思うんですけど、若者の定住には職場、雇用の場が不可欠であると、そういう結論が出ておりましたですね、これは調べるまでもないことだと思います。それに対しての質問なんですが、人口の減少を食い止めるための雇用増加、そのための産業振興について、改めて質問させていただくわけです。

1月、このふる創の会議ですね。1月28日、まち・ひと・しごと創生統合戦略推進本部会議において、町長は先ほどもお話になったんですが、一部、地域の実情を分析し、地方が知恵を出して地域の実情に合った形でいろいろの施策を展開すると、委員の皆さんに檄を飛ばされたと、会議録には載っておるんですけど、これご記憶にありますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

記憶にございますし、この議会でも度々そういったお話をさせていただいております。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

それから、今日までほぼ4カ月でございますが、人口動態調査とかですね、そういったものをされて、そのあとのですね、この4カ月、5カ月で進捗がですね、あまり見えてこ

ないんで、それは内部のほうでどんどん進んでいると思われるんですが、6月1日の総合戦略推進本部会議の会議録によると、委員の皆さんはいろいろと慎重審議の様子が示されておりまして、その意見に、流出を止めるには雇用対策が重要。また現状分析を徹底的に行うのもいいのではないかと。ここにテコ入れすれば人口が増えるなどが見えてくる。このご意見に、今の意見ですね、委員の皆さん、町長はどう対応されるでしょうか、答弁お願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それが今、まさにこの4カ月間させていただいて、そういったコンサルというのですか、調査のほうもやっているのが、そこでございます。

基本的なそういう小さな分析するためのデータそうなんですが、先ほど申し上げたように、若者が安定定住ですね、雇用の創出、十分わかっておりまして、議員からも度々ご指摘いただいて、そういうのをこのまちづくりの中で行っているんですが、現実には難しい。そういう中で、国はだから頑張れよということで、この第1項目へあげていると思うんですけど、そのためには原因ですか、先ほど申し上げたように原因分析が、大変重要なことだと思いますんで、そこのところ今、やっているところだというご認識を持っていただきたい。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

町長の認識の中の内ですね、質問させていただきたいんですけど、紀北町の内ですね、町内生産高って、町長ご存じですか、何億かということですが。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、今現時点では、そういったデータ持っておりませんし、頭にも入っておりませんので、担当のほうでわかるのかな。ちょっと今の段階ではわからんかな。

ちょっと商工観光のほうから、わかる部分だけでもお話させていただきます。

東清剛議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

私の今からちょっとお答えさせていただくのはですね、三重県の市町民経済計算ということで、これ新聞にも前年の10月ですかね、掲載されたものでございます。平成、これは23年のデータになりますけども、567億8,500万円ということでつかんでございます。以上でございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

町長は、地域新聞を読んでいらっしゃいます。紀勢新聞とか南海とか。

これ紀勢新聞なんですけど、このデカデカと、はい。4月12日に載ってますよ。

ここに紀北527億円と書いてあるんですよ。何かと言いますと、これ平成24年度、今、商工観光課長がおっしゃったのは23年度ですけど576億円という。それからですね、10%減っているわけですね、1年経って。平成24年度市町総生産推計からと書いてありますけど。

ですから、何を申し上げたいかということ、前年1年間で10%、総生産高減っておると、そういうことなんですけどね。これも当然、地元の産業の衰退具合がわかると、単純にですけどもね。詳細はこの中に書いてありますので、所得ももちろんですけど下がっております。それをどういうふうにとらえるかなんですけど。

それと加えてですね、地域経済分析の考え方とポイント、経産省が出しております、これってご存じですかね、こういうのが出ております。この中の先ほど分析する中の資料の1つだと思えますけど、この後ろのほうにですね、尾鷲経済圏というのが4ページだけあります。これをまずはご存じですか。答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は読んでおりません。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

副町長もご存じないですか。県にみえたときとか。

東清剛議長

竹内副町長。

竹内康雄副町長

すみません。勉強不足で存じ上げておりません。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

当然ですね、産業経済、この地域のことをやるのであれば、こういうのが当然必要になってくると思います。ただ、これの問題はですね、尾鷲経済圏と書いてありまして、尾鷲も東紀州南地域の全部ぶっ込んで、紀北町のことが書いてないんですね。今、人口問題にしても近隣町村との戦い、ある一部、協力はそうですけど戦いでもある。ときにですね。一緒くたにされて井で計算されてもですね、よくわからない。そういう思いで今、お示しさせていただいたんですけど。

こういったものをですね、もっとわかりやすく紀北町独自のものをですね、何回も言いますが、必要とは思われませんか。町長、答弁お願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、この小さな町でそこまで分析する必要があるのかということは、先ほどの答弁でもね、お話をさせていただきました。そういった意味では、そういった県、東紀州全体のそういった経済の連関ですか、いろいろなものをですね、県という大きな組織の中でまとめていただいておりますので、そういうものを活用しながらですね、やるのがどうかと基本的には思っております。ですから、町としてはですね、そういったデータを基に、この地方創生も県との整合性をとりながらやっていくべきかなと思っております。

はい。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

詳細について、まだまだお話というか聞きたいところなんですが、以前のこの連関表の

ときにですね、町長に言葉、一つの言葉だけ質問させていただきました。基盤産業という言葉ですが、ご記憶にあればですね、それと基幹産業、この違いについてですね、答弁いただけますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基盤と基幹ね、ちょっとよくわからないんですけど、基本的な産業は農林水産業ということですね、我々がずっとまちづくりの中で昔からですね、やってきたのがこの辺だと思います。

それで、基盤となっているのはどうなのかということなんですが、今、支えているのがですね、という意味からすれば、建設業とか介護事業とかですね、そういった今、動いている中ですね、産業形態かなと思います、間違えていたらごめんなさい。はい。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

すみません。学校の先生じゃないんで申し訳ありません。

基盤産業、とりあえずですね、イコール何かというと、域外市場産業、地域外ですね。紀北町外で儲けてくる産業、で、非基盤産業、域内市場産業、具体的には小売業、建設業、サービス業等々なんですね。域内で金が回ってて、そこで利益を得る業種。で、片やですね、先ほどおっしゃられた農林漁業、農林水産業、工業製造業、宿泊業、広域の運輸業、ですから、外へ行って金を稼いでくる。一般的によく言われる外貨を稼いでくる業種のことを、基盤産業と呼ぶそうでございます。

ですんで、このあと質問させていただきますが、自治体が黒字でも、その町が黒字でなければ将来は消滅自治体になるしかない。なぜそうなのかは、こういった研究ですね、勉強を理解すれば自ずとわかりますよという学者のご意見もあるんですが、それをなぜ申し上げたかと、先ほどの新聞 527億円、テンパーセントも総生産が減っているんであればですね、当然、赤字なんですね、紀北町は。でも自治体は黒字だと、それに対してちょっと所見をお願いしたいなということでございます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと質問の意味が理解しかねるんで、もう少し砕いていただけませんか。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

単純に、町内総生産だけで判断はできないと思います。儲かっておるか、儲かってないかは。なんですが、絶対額が減ってきたら当然、粗利額は、いわゆる付加価値額は減るのは普通に考えたらそうだと思いますんで、だからテンパーセントも減ったら、町内の人口を支えるだけの産業が、マイナスのスパイラルを起こしていると、そういうことなんですが、それをテコ入れしていこうということが、今回の地方創生の施策の根幹にならないといけないんじゃないかと、難しい言い方もわかりませんが、所見をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

負のスパイラルはおっしゃるとおりだと思います。生産人口が減っていきながらですね、そういった生産額とかそういうのが減っていくのは。私がちょっと聞いたかったのは、自治体が黒字でも紀北町は赤字とかいうのが、どういう意味なのかなというのちょっとわからない。負のスパイラルという関係でしたらですね、人口減、生産人口の減がそれぞれの市町ですね、やっぱり総生産が減るということだと思います。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

自治体ですね、紀北町地方自治体の歳入歳出決算が黒字だとよく、もう例年続けて黒字ですね。それに対して紀北町の総生産がどんどん減っているという、それに対してのことです。はい、それに対してお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

理解力不足で申し訳ございません。自治体はですね、ご存じのように地方交付税制度、いろいろな国のですね、施策において、この歳入歳出をこうやって守られています。一定

のですね、財政基準額は守られております。

それと、紀北町の場合、合併した効果もあってですね、いろいろとそういった部分もあります。しかし、おっしゃるとおり、紀北町全体がその総生産量がですね、減っているということからすれば、所得の減とか、生産人口が減ということが原因で減っているのではないかと思います。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

私が申し上げておる、この連関表を作成するのはですね、確かに時間とお金はそんなにかからないみたいですが、手間がかかるということで、その考え方としてですね、就業者数を用いた特化ケースの大小を基に、間接的に推測、推察することがしばしば行われることがあるそうですというのがあるんですけど、これ、この言葉の説明はですね、時間がないので、町長に聞いても多分あれなんで、副町長、この特化ケースという言葉ですね、ご存じですか。

東清剛議長

竹内副町長。

竹内康雄副町長

すみません。存じ上げておりません。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

町長は、経済学部というか、半分そういう学部とお聞きしておりますので詳しいと思いますが、時間の都合でですね、この言葉の説明は省かせていただきたいと思います。

改めてですね、先ほどから何回も申し上げしております、産業連関表をつくってほしいと、それじゃないとですね、海図のない、変な言い方ですけど、海図のない航海ほど危ないものはないんじゃないでしょうかと、そういう思いでございます。

2つ目に移らせていただきます。

紀北町地域公共交通網形成計画についてですが、将来の交通網の多様性について質問いたします。これから地域の交通網どのように変化、進化していくのか、説明をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

交通網の多様性についてでございます。紀北町地域公共交通網形成計画の中にはですね、既存路線の維持改善、乗り合いタクシーの検討、ＩＣカードの導入、商業事業所等との連携、過度に自動車に頼る状態から、公共交通等多様な交通手段を適度に利用する状態へ変えていく取り組みや環境、健康に配慮した交通移動の呼びかけなどの事業を実施していくこととしております。基本方針である地域協働型で生活を支える移動手段の確保とにぎわい、元気なまちの実現に寄与する公共交通の充実をめざすということでございます。以上です。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

特に、コミュニティバスとコンパクトシティの関連で、創生施策をすでに行っている自治体があると聞いております。また、公共交通にかかわっている地元事業者への配慮、先ほどのアウトカムなんですけど、便益、どのようにお考えか、答弁をよろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

コンパクトシティ化はですね、以前にも議会であったと思うんですが、なかなかこの257平方キロメートルの町でですね、難しいということ、それからどこへどういった集約の問題、いろいろな課題がございます。そういった配慮の問題につきましてはですね、議員、おそらくいろいろな立場の人、そういう地域に配慮しろということだと思っておりますが、それは地域公共交通の中でも重要な位置づけをしております、それらをですね、しっかりと検討しながら何ができるかということをしてですね、やっていかなければいけないと思います。

近くの町でですね、オンデマンドのGPSなんかを活用した取り組みもやっておりますが、それは以前、3月定例会だったですか、課長のほうからもご説明したように、やっぱり土地土地の地域性がございますので、それらを十分踏まえたうえでですね、やっていかなければいけないなと思っているところです。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。

もう1点、この創生事業に関して、三浦のインターチェンジから国道42号線、先ほどお聞きしましたが、乗り降りについて住民の皆様の関心事であることはご存じのことと拝察しますが、特区申請のお考えはありませんか。すでに、ほかの自治体は1月から始まってですね、この地方創生の風に乗って実現しているところがいくつもあります。特区申請の実現。これに対して答弁をお願いします。最後の質問でございます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特区申請は乗り入れをするように特区申請しろということですか。

これはですね、このあとの議員の質問にもございますんで、あれなんです、国交省ともですね、協議させていただいて、国の高速道路法かな、そういったものの関係で、難しいですよというようなことをですね、中部地方整備局のほうからいただいております。はい。

4番 樋口泰生議員

終わります。

東清剛議長

これで、樋口泰生君の質問を終わります。

東清剛議長

暫時休憩いたします。

10時45分まで休憩いたします。

(午前 10時 32分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 46分)

東清剛議長

次に、2番 原隆伸君の発言を許可いたします。

2番 原隆伸議員

おはようございます。

通告に従いまして、議長の許可を得まして、平成27年6月議会の一般質問を行います。

本題に入る前に、町長にお尋ねいたします。

東清剛議長

通告外。

2番 原隆伸議員

いや通告外じゃないです。確認です。

住民目線でものごとの解決にあたっていると思われませんが、間違いありませんね。

まず、お聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり、すべての住民目線で、すべては住民とともにでございます。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

改めてお聞きします。今まで言っていたことに本当に間違いありませんね。住民目線でやってきてますね。答弁求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい。

東清剛議長

そのとおりだそうです。

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

それでは、本論に入ることといたします。

住民目線について、地方自治法第2条第14項の定めるその事務について、過去の事例を検証いたします。地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定められています。上記の観点より、今までのことを住民目線という角度から検証したい。そのように思います。

で、1点といたしまして、紀伊長島区の旧焼却場煙突解体工事の入札について。

2番目、紀北中学校及び紀北町役場の設置位置について。

3番目、し尿運搬業の許可申請書の不許可と提訴に至ったことについて。

4番目、三浦パーキングエリアからの進入・進出できなくなった約束事について。

5番目、選挙期間中の入札における99%の入札について。

6番目、区の廃止について。

7番目、古里温泉においてポンプ取り替え工事と洗浄工事を行ったことについて。

この中で、3番と5番につきましては、ちょっと後ろに、3番を最後から2番目、5番目を一番最後に変更したいと思います。

それと、あとは2番目に、海山区における海山町の存続に関するアンケートと結果について。

それで、2の2として、今回アンケートを行った意味と経費について。

それから、2の3といたしまして、紀北町の一体化とは、ということで、住民目線について、まず質問させていただきます。

この中で、まず1番目に、紀伊長島区の旧焼却場煙突解体工事につきまして、入札業者3社の平均価格を落札価格としたということが、最小の経費で最大の効果となるために、住民目線からどのような判断をしたのかと、仄聞するところによりますとですね、最低価格であっても、よそよりは高かったと、にもかかわらず3社の平均で入札を行ったというようなことを仄聞しております。これについて真摯な角度からですね、理路整然と説明していただければ、大変光栄でございます。よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、旧焼却場煙突解体工事の入札について、お答えをさせていただきます。

このことにつきましてはですね、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく特殊な事業でございました。この当時、東日本大震災の影響がございまして、人材、物資の確保が困難な情勢であること及び施設の老朽化、特に煙突にはクラック等もございまして、大変危険な状態であることなど、さまざまな案件を勘案いたしまして、適切かつ迅速に対処いたしました。そういった点をですね、しっかりと踏まえて適正に予定価格を設定して事業を行ったと考えております。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

この問題について最小の経費で最大の効果を上げるために、どのような努力をして、どのような判断でですね、行ったのか、答弁願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたような判断でございます。

また、そしてですね、これはもう議員おっしゃったように以前の話で、その当時ですね、議員の皆様とも十分議論したうえで、契約締結の議決していただきまして、この事業については国の会計監査も入っております。ご指摘もなかったということです。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

どう考えてもですね、3社の平均値で入札価格の最低価格を定めるなんていうのは、入札の原理原則に反する、そのように考えますけれども、町長はその地方自治法第2条第14項の最小の経費で最大の効果を挙げるという意味が、理解できてないような気がしてならないということで、第2点に移ります。

尾上壽一町長

答弁いいんですか。

2番 原隆伸議員

言うてもしょうないでしょう。

第2項に、紀北中学校及び紀北町役場の設置位置について、これは津波に遭う場所でございます。その被害があっても町長は建物は安心だし、庁舎については4階、中学校については裏山へ逃げたらいいよというようなことで建てられていますけども、原理原則な、要するに第2条第14項の住民の福祉という言葉はですね、住民の福祉の向上増進になってますけども、これは安心・安全でございます。この安心・安全に従って判断しようとするならば、まず被害に遭わないことが第一です。で、被害に遭わなければ特に庁舎の場合ですと、職員、行政関係者、職員の人たちが遭わなければ即行動に移れるわけですね。被害に遭えば資産も流出し、そして、貴重な初動の時間がどうしても遅れるわけです。こういうことに対して本当に考えていたのかということについて、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北中学校もですね、紀北町の今の本庁舎ですね。もうこれも十分議論をさせていただいたところでございます。まず、基本的な考えですね。紀北町の地形等を考えますと、被害に遭わないところへなかなか公共施設を建てることはできないという理論があります。これ減災という観点のですね、さまざまなそういった防災関係のお話の中でも言われております。それぞれの公共施設の問題ですね。利用目的に応じて立地しなければいけないと。

そういう中で、減災という観点をしっかりと置いたうえでやると、平時における利活用の問題、それから災害発生について考慮しなければいけない。そういう中で、災害発生というのはですね、被害の最小化を図ろうとするのが減災という観点です。今まで防災だったです。減災と、それはなぜかと、地域的な理由からですね、なかなか難しい部分がある。だから人命が失われると最悪の事態だけを何とかカバーできないか。これは生命のピラミッドということレベル1、レベル2に対するアクション1、アクション1.5、アクション2とか、そういうものでもいろいろなところですね、その防災の学者の方もおっしゃっていただいております。

紀北中の設置位置についてもですね、もう議会で議論十分していただいて、これはもう裁判にもなって、もう判決も出たところでございます。それと庁舎もですね、いろいろとございました。議論はもちろんあったし、大変、厳しい状況の中でご可決いただいたと認

識しておりますが、これもですね、やはり平常時の利活用、住民の利便性、それから建設費の約7億円でしたですが、新たに建てれば20億円オーバーのような経済性、それからですね、発展性、そういったものも踏まえてですね、大変不便なところの山奥に持っていくわけにもいきません。そういったところから見て、総合的に適地であると判断をさせていただいて、それはもう議会の皆様と、本当にこの問題、紀北中と本庁舎の問題はですね、十二分以上に議論させていただいて議決をいただいた問題だと思っておりますので、我々としては、そういった所定の手続きを踏んだうえでの位置の決定だと考えております。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

津波災害を受ければ庁舎だけじゃなく、町全域が被害に遭うわけですね。そのときに災害死者ゼロとうたっていますけども、本当にゼロは達成できるのか。それで被害に遭った人たちはどこへ避難して、どのように過ごしたらいいのか。そのための施策は何ら見られない。

それで、紀北中学の裁判についてでありますけども、裁判というのは大体損害賠償とかですね、権利の乱用という、要するに犯罪性ですか、そういうものが違憲性が成り立つかどうか、そういうことを論議する場であって、行政のやっていることが正しいのかどうかを判断するところではない。そのように私は思います。

そういう観点から、地震が今、いつ起こるのかということも非常に重要な問題ですね。だから町長が考えておることは、もう何十年も先に来るんじゃないかと、それぐらいの程度としか考えていないように思われてならない。それについて答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ね、原さんはその津波被害の問題からおっしゃいました。行政ですね、我々の考えることということは、これ議員必携にもね、書いてありますんで、議員はもう十分ご承知のことだと思っておりますが、二律背反、相反するものや矛盾したものを、どうやって調整して総合して結論出すかと、これが我々の仕事なんですね、議員の皆様も含めて。一方だけから見て議論すれば、それは確かにね、いろいろな問題でいろいろなことがあります。しかし、それがいいのかという、いろいろなことをすべて考えたうえで、相反するものも考えたう

えで、どこにバランスを置いて、どういう結論を出すかというのが、私もそうですし、議員の皆様も一緒なんです。

一方から見れば、完全におかしいという部分も施策の中にあろうかと思えます。津波は先ほど言った減災という観点からすればいいと思う。1つの例を出ささせていただきますと、例えば木があります。その木がですね、葉っぱが3枚、5枚枯れている。枝が2本、3本折れている。それで木として成り立つのか、成り立っていないのか、いや木なんですよ。そして木が1本、2本枯れている、倒れている、しかし森なんですよ。施策でですね、絶対的なものはないと思えます。

だから、我々の仕事は先ほど申し上げたように、いろいろなものを調整しながら統合し、結論し、決断し、実行していく、このことなんです。だから津波だけを語れば、津波の被害だけを語れば確かにそうかもわかりません。しかし、合併当初の合併の目的や合併のその当時の合併協定書ですか、そういったものも含めて町民の感情も含めてすべてやる。これこそ町民目線ではないですか。

お金だけの問題、このあとも出てくるみたいなんですけど、お金だけの問題、一方だけから見ればですね、それは確かに正しいことではない。悪いとは言いません。ことも含まれているとは思いますが。しかしですね、それらを統合しながら、どういう着地点を探すかというのが、我々の仕事だと思えますので、私はこの2点に対しても何ら間違いない、議会の議決というものをしっかり踏んだうえでの結論で、今あるわけなんですから問題ないと思えます。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

先ほどの町長の例に真っ正面から反対したいと思います。木は枝が折れ、枯れておれば、それでも木ではあるけども、その木を枯れていかにないように努力するのが、ベストの道じゃないんか。私はそういう観点からものごとを判断してます。森は枯れていけばいろいろ森自身が退化する可能性があります。退化しないようにどうしたらいいのか。そういう判断をしていくのが、我々の仕事だと、そのように思っております。

私はかねてから、町長のやっていることはベターだと、ベストを求めなければ駄目ですよ。ベターというのは悪い場合、何もしなかったに等しいんだと、ベストというのはやったらやった途端にそれはベターにしか過ぎないんです。その観点を踏まえて、津波であれ

ば町内の被害対応どうするのか、それでその被災した人たちはどうしたらいいのか、それも含めて新しいまちづくりも考えていかないかん。そのように考えます。答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりなんです。ベストを求めていく。しかし、そのベストはですね、いろいろな見る角度からいろいろ、あのころはもういろいろ学者さんとか、私も学んだ中があります。絶対的な真理というのはですね、特にこういう政治という問題ではですね、ないと思います。だからいろいろな首長も変わり、議員も変わり、いろいろなことがあって、その中で議論されていくんだと思います。

ですからですね、ベストが私もそうなんです。ベストは尽くすものではなく、越えるものやということ。学生時代からずっときて、それで自分の殻を越えながらここへ来ています。でも、その過程の中でどうやるかということ。あくまでもベターであって、その時点でベストと感ずるのは本人さんなんです。満足してしまうと駄目なんです。だから私ベストで満足するんじゃなしにどんどん目指していくということで、まちづくりをやっておりますし、先ほど木の話もしましたが、その枯れていったのをそのまま放置するわけじゃなし、そこをどうクリアするか。

例えばその枯れた葉が津波というものであれば、それをどうやって減災していくか、いかに手当をしていくか、あなたおっしゃるように木を守り、森を守るんです。住民を守り、町を守っていく、それがですね、角度は違うかもわかりませんが、同じような意味だと思います。ですから、私はそういった意味でやっておりますので、ご理解いただきたい。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

反論はございますが、時間が、貴重な時間を失いたくありませんので、また同じようなところで同じような観点からの態度というのを、判断というのをですね、生まれてきますので、ここでとりあえずこの問題を置きまして、4番にちょっと、3番ちょっと後のほうに回しまして4番に入ります。

4番、三浦パーキングからの進入・進出できなくなったことについて。当初、三浦区とは車が乗り入れできるようにするとの約束だったはずで、住民目線からどのように対処し、

どのように責任を持つのか、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことについてはですね、前者議員にも答えさせていただきました。高速道路の国道法、高速自動車国道法によってですね、制限があつてできないということでもございました。

そして、その中でですね、議員おっしゃったとおり、私もそういう噂というか、そういうお話があつたというのを聞いておりました。ですから、そういったものを噂も含めて、そういう発言があつたのではないかということも含めてですね、国交省のほうと相談して議論してまいりました。しかし、出た結果が今のような結果でございます。

ですから、住民の皆様がそういった声が聞いたよということはですね、ないがしろにするものではないに、国交省とそこも含めて乗り降りできないのかという観点も含めてですね、議論しましたが、国交省のほうから国の法律に基づき無理ですというのが今、現状でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

町長としては、熊野古道の入り込み客及び地元の旅館なんかの総合的な発展、そういうものを認識していれば、こういう問題は当然ある程度の方角に向いていくはずなんです。そういう認識が足りなかったからこういう結果に至った。もしくは紀北庁舎を、要するにバックアップオフィスにするという構想を抱いたときから、ある意味では、このパーキングエリアに進んだ、進まざるを得ない状態をつくった。後顧に憂いを残さないために、私はここに誤った一步を踏んだんじゃないか、そのように懸念します。そういうことにならないように、十二分に注意して対応していただきたい。答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の認識は全く足りないとは思っておりません。そういうことも十分踏まえたうえでですね、議論してきましたし、国がですね、防災拠点という観点で整備しているので、やはり我々としても、先ほど原議員がおっしゃったようにですね、浸水域にある、庁舎がある

ということで、そういったバックアップオフィス、それから警戒の基地となって、より早くこの紀北町を道路啓開していただいて、救っていただきたいという思いからさせていただいたんで、何ら問題はないと思っておりますし、まず最初に基本的な部分、我々の勝手な考え方で国と折衝はできません。一方的な考えで。

それはですね、国と協議しながら、国の防災拠点としてのやはり役割が、位置づけがあるから紀北町としてもバックアップオフィスできるんですよね。それを併設するんですよね。そういう議論も中には多々ありました。だから、一方的にですね、こちらからものを言うて、それが全部通るなんて甘い状況ではありません。これは紀北パーキングエリア、それから始神テラスにするのに、一体どれだけのね、私どもは国交省と議論して話したか、そういうことも十分わかっていただきたいと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

努力しても目標がなければ達成できません。要するにパーキングエリアができてでもですね、住民の意思を達成してないですね。だから、そういう観点から見ると住民目線であったとは言えない。そのように考えます。この件についてはこの辺で置いておきます。

次、6番目に、区の廃止について、昨年9月議会において決議したことですけれども、町名が長い、いや区が一体化してないとの理由で区を廃止することになりました。しかし、区を廃止すると、海山区は海山という名称が消滅し、紀伊長島区は長島という名称が残り、海山区民に対して平等性という観点から、住民目線に本当になっているのか。そのように考えます。その点からその後、アンケートをした。アンケートを行わざるを得なかったということは、ここに判断に瑕疵がある。判断に配慮ミスがあるという立場で、行政のやったそれについて決定したこと、それにはやっぱり問題があるんだと、瑕疵がある。私にしたら瑕疵があるという、そのような観点から町長の答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、区の廃止とアンケートとは違うということ、あなたもだから、これおそらく1の中でも、1の小項目と2と分けているのではないのでしょうか、アンケートということではですね。区の廃止というのはですね、それぞれの自治会、地域協議会からまず答申

もいただきました、諮問して。それからいろいろな区、いろいろなところへもお話をさせていただいて、それでもう極論すれば9月の定例会で議会でお認めいただいたわけなんです。

そういう意味ではですね、区の廃止について、この海山を愛する会の方もですね、区の廃止には異存はないがという言葉をつけて、アンケートを署名等も回っていただいております。そういうことからすると、区の廃止については一体感の醸成ということからして、紀北町10周年を機にですね、地域自治区を廃止するということは、議員の皆様はじめ個々の問題について、特に大きな反対はなかったと認識しております。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

この問題につきましては、また次の項でご質問しますので、これでとりあえず置いておきます。

古里温泉について、ポンプ取り替え工事と洗浄工事を二度やりましたが、これ私、議員になって初めての体験したことでございますけども、技術的観点から見ますと、これを一度にやれば約500万円ぐらい節約できた。これについてなぜできなかったのかというのは、いろいろ聞いたんですけども、議会との承認とかいろいろあると、いろいろ障害はあるかもわかりません。だけど金額は500万円。町長にとっては大したことじゃないかもわかりませんが、住民の税金という観点からすれば、無駄な経費をいかにして削るか、そこに最善の努力をしていただかなければならない。これについて町長が、要するに最小の経費で最大の効果を挙げるために、どういう配慮をしたのか、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題はですね、3月だったんですかな。12月だったか質問いただきました。そういう意味で、確かにですね、洗浄を一度で、ポンプの取り替えと洗浄をですね、一度でやれば議員おっしゃるようなことの効果があります。これはですね、基本的に500万円という数字ではない、100万円ですね。引き上げ分が二度だけ重なるということで、ポンプの修繕とか洗浄はですね、これはもう当たり前の金でかかるんで、1回ポンプ引き上げ分が余分になったということでございます。

そういうことで、この、なぜポンプを先にやったかという、これはですね、この洗浄も同時にやったらどうかということは、もちろん議員おっしゃるように検討もいたしました。しかし、もしそれを引き上げて洗浄すると、洗浄の予定がなかったものですから、業者のこともございます。そういったことで準備とかいろいろなことがかかりますんで、その10月だったと思います、故障したのはですね。そうすると年内いっぱいそういうスケジュール的にはかかると、じゃ年内いっぱい温泉を休んでいいのかという話になります。その時期はですね、年度末という、年内という、と民宿の方、いろいろな方がいらっしゃいます。合宿で言えば12月に約400、500人の方もみえます。そういったものの方が洗浄も行えば年内は無理やとオープン、そういうこともございましてですね、地元のいろいろな方からも取り急ぎ、そのポンプを修繕していただいて、温泉を使えるようにしていただけないかと、これこそですね、いろいろな人の意見を聞いたうえで住民目線での決定で行ったことでありまして、その分が1回分の引き上げは確かに100万円近く余分にかかっておりますが、これがお金の観点だけではお話を申し上げることができない要因でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

町長、今100万円と言いましたですか。洗浄薬品費が60万円です。で、引き上げる費用クレーン代、全然認識不足ですね。もう少し勉強してものを言ってください。何が細かいこと言うなですか。何を言っているんですか。住民を愚弄しているんじゃないですか。もうちょっと真剣に取り組んでください。答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

真剣に取り組んでおります。500万円もですね、私どもの資料の中ではそういう数字出てこないものですから、そういうお話をさせていただきました。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

もう1点、期間についてお話させていただきます。

年内にできないとのことでございますけれども、私だったら薬品の手配3日もあればできます。それでその後の洗浄工事同時にやれば、1週間あればおつりがきます。そういう業者との交渉力が不足している。よって、不要な経費がかかると、そのように思います。

次に、し尿運搬業の許可申請者の不許可と提訴に至ったことについて、し尿汲み取り運搬に対する、苦情に対する陳情に対して、議会は賛成多数の採択いたしましたけども、それに対して議会に相談もなく申請業者の許可申請を却下した。それで議会からは和解を求める声も多数ありました。それを専権事項で今、裁判を行っている。これは本当に住民目線でやってるんですか、議会軽視じゃないんですか。議会というのは住民の代表が出ているんですよ。それについて町長の答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはいろいろとですね、業者の方とも話をさせていただきました。そういう中で、すれ違いの中で裁判という形になったんですね。そういうことでサービス等いろいろな業者の方がおっしゃっていたことと、許可、不許可ですね、一般廃棄物の書類計画、そういったものに基づいて、我々としては裁判等の判例に基づいて判断させていただいたものでございますので、このことにつきましてはですね、今、係争中ということなんで、これ以上はお話できないこととございます。そういうことで我々としては、もうこの6月に裁判の結果が出ますんで、その結果を待ちたいということです。

それと、もう1点、裁判はですね、向こうから提訴されたんであって、私のほうから提訴したわけでも何でもございませんで、そういった面では、我々としては自分が判断した主張を裁判において主張しなければいけないという思いで、受けさせていただいております。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

そもそも論に入りたいと思います。住民からの要するに、し尿汲み取りに対する苦情がなければ、こんな問題は起こらないんですよ。それが起ってきたということは、町長になっておそらく3年以上経過していると思うんですけども、町長の行政指導ができてなかったからでしょう。これは住民目線なんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それらも自治会等で調べさせていただきました。過去には多くの問題があったとお聞きしました。それは事実でございます。

そういった中でですね、先ほど許可とサービスやそういったものの違いということなんですが、我々としてはこういう問題が起きたのは事実だと、住民目線からしてそういうことも過去にあったんだろうと、今も多少はね、人と人とのことですから、いろいろなことであるんだろうと、そういうことでその後ですね、しっかりと業者を呼びまして指導もさせていただいて、こういう苦情、こういう問題が起きているんだよと認識させていただいて、十分サービス等についてもですね、行うようにということは、あれから定期的に私も含めての場合もありますし、担当課のときもありますんで、定期的に現状を把握しながら指導させていただいております。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

時間も気になってきましたので、この件はこの辺で置いておきます。

5点としまして、選挙期間中の入札における99%の入札について、わずか5日間の選挙期間中に入札を行い、その入札が99%であった。入札で止めて契約はあとにするなら、若干私も理解できますけども、選挙期間中に契約までいったと、これは公職選挙法で定める違反項目に該当する可能性がある。倫理的観点からは、こういう問題にならないように最善の努力をする。1日延ばして契約すれば、こういう問題はクリアできるわけでしょう。

こういう観点からは公職選挙法軽視、住民軽視、それ以外の何ものでもない。答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

原議員はですね、確か公職選挙法違反とかで県の選管に訴えられてですね、最高裁まで行かれたと思います。それは何ら問題のないということなんで、公選法につきましては問題ないと思います。倫理的な問題ということですね、議員、鼻からここに不正があった

のではないかという思いが、まずどっかにあるのかなと思います。私としては業務をですね、滞ることなく執行させていただきました。そういった意味では、副町長という職務の代決する方もいらっしゃると思いますので、議員も選挙していればわかるように、選挙期間中はですね、忙しくて選挙だけでいっぱいです、はっきり言って。家に帰ってきたらくたくたで、そういう状態の中でそういうことを考えることもございません。

そして、それを言うのなら、選挙期間中のみならず4年間、皆さんも私も含めてなんですが、しっかりとその公選法に従う行動を行っていかなければいけないし、私はそのように正しく行っていると思っておりますので、何ら問題ないと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

この裁判の問題については、これ以上触れたくなかったですけども、町長のほうから言われましたので、私は最高裁判所第三小法廷で書類を受け取ってもらいました。受理じゃないんだけどね。それで審査する場合には補充の書類を出してくださいと言われて、私のほうから積極的に動けばですね、書類を早く出せば審査してもらえる可能性があったかもわからないと、私自身自負しております。しかしながら、1年も経った、町長になって1年経ったものを私はやりたくない、人間的に。ということで止めました。

そして、町長は綺麗だと自負しているかもわかりませんですけども、汚いものを見なくて綺麗だと言っても始まらない。汚いものは汚いんです。見なきゃいかんのです。それについて判断しなきゃいかん。ひょっとしたら、このことによって入札落札率が高くなる可能性があるかもわからん。そのことによって情勢されたかもわからない。私は懸念する次第でございます。この件について、町長の答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃる汚いものというのはよくわかりませんが、私らはやっぱり自分の業務にですね、しっかり自信を持って一つひとつ取り組んでいるということなんで、先ほど申し上げたようにですね、日々の業務、これは角度は違えば考え方も違います。見方も違います。結果も違うかもわかりません。それはそれぞれの方がそれぞれの思いがある中で、私は今、議員がおっしゃったね、住民から選ばれたと。私も住民から選ばれてます。

それで駄目なら選挙に受からないという話なんで、住民の多くの皆さんが私を選んでいただいたということですから、その選んでいただいた責任においてしっかりと行政運営をさせていただく、それだけです。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

観点が違うんですから止むを得ないとは言え、私が3番で言うことがその解決策であればいいようにとって、とりあえず項目を進めます。

2番目に、海山区における海山の存続に関するアンケートと結果について、ということでパブリックコメントを行いましたけども、その前のパブリックコメントというのはですね、提出いただいた方に回答しませんよというようなことであった。

しかしながら、パブリックコメントというのは、皆さんの意見を聴くんで、それであるならば、皆さんの意見が判断しやすいように、こういう業界の人と会ったらこういう話がありましたよ。こういうところではこういう話がありました。それをある程度列挙をし判断しやすく、それで皆忙しい中でコメント書くんですから、その貴重な意見について、こうしたいと思うんですけども、ご了解願えますか。もしくはこうしたいと思うんですが、どうでしょうかと、そういう話し合いの場を設ける。そういう場所にしなければならないと私は考えますが、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、パブリックコメントというのは、区の廃止ということでのパブリックコメントでしたんで、それはもう先ほど議員おっしゃったように、住民の意見を聴ける場をつくるということでは、このパブリックコメントは行った意味は十分あるのではないかと思います。

ただ、パブリックコメント、今回たまたま4人だった。賛成反対して4人だったですけどね、例えば1,000件きたとき1,000件に答えていくのかと、それで1,000件の判断、その人数で左右するのかというものでもないと思うんです。それは、先ほど議員おっしゃったように、選ばれた我々がそういう意見も反映したうえで決めていくことだと思いますんで、パブリックコメント行った意味というのは、いろいろな意見を聴く場をつくるという

ことでは何ら問題ないと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

過去の問題ではありますが、住民目線という立場から考えれば、私の考える、言っているようなことをやっていただきたい、そのように思います。それで1,000人おったら1,000人って、4人しかおらへんものを1,000人をなぜ出すんですか。常識の範疇外です。

それで、2番目に、今回アンケート行った意味と経費について、決定された案件ということで、海山を残してほしいという思いが、その後いろいろ起こりましたけれども、私は、私の意見で、個人的な意見でございますけれども、区の合併、区の消滅というのはまだ早い、行政は10周年記念ということで何としてもやりたい。そういう思いが見え隠れしている。私として区が一体化する、これは浜千鳥問題が解決したとき、そのように私は考えております。

そして、いろんな問題がいろんな角度から検証し、解消したときである。それか、もしくは私が今日述べる第3項について、皆が一体となって努力したときに初めて生まれる。そのように思います。3項の紀北町の一体化というところまで言いましたけれども、第3項というのは、ごめんなさい、ちょっと総括させてもらいます。

1番、2番、1番の1の2、1の1を総括しましてですね、町長の考えている価値観と、私の価値観が違うという結論に至るんだと思いますけれども、価値観が違うという問題じゃないんですね。ベストというのはいろんな人がいろんな角度から検証する必要があるんです。それで最もいいものが得られたのがベストなんです。そのために皆が努力する。地方自治体は二元代表制になっています。町長も住民から選ばれ、議員も住民から選ばれているんですよ。議員の意見を軽視して専権事項で突き進む、そういうことでは住民目線と言えないんじゃないでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にね、10周年として何としてもやりたいということで、やったわけではございません。これはいろいろな方のご意見の中でそう出てきて、地域協議会のほうへ答申、諮問させていただいて、答申をいただいて、もうそろそろではないかと。

それと、いろいろな問題をですね、もう紀北町としてとらえていくのが行政として、1つの町をあずかる町としですね、当然のことだと思います。それはもうもちろん海山区、紀伊長島区が付いているときからですね、同じ考え方でやっておりますので、その辺をご理解いただきたいということと。

皆が考えね、いろいろな角度から考えてベストを尽くす、これが先ほど私が言いましたように、いろいろな意見を調整して、統合して、そして結論を出すんです。そういう中でやってきておりますので、私は極端に言って1つの声がいろいろなことが強い、こちらも意見強い、そういったものも考えながらですね、やっているということなんで、その辺、ご理解いただきたいなと思います。

それから、アンケートのことなんかも全く今、答えてないんで、答えさせていただきませんが、アンケート自体はですね、先ほど原議員がおっしゃったように、9月定例会において、その地域自治区を外すときに、私がですね、法に基づいて海山区、紀伊長島区を外すという発言をさせていただきました。それを聞かれて海山を愛する会という会が設立されまして、その結果、4,000人近い方がですね、署名された。そういうことからすると、民意をやっぱり確認したいということで、私自体はアンケートを実施しましたので、アンケートを行った意味といたしましてはですね、我々としては海山という名前、これはそれぞれの地域全体の名称であって地方自治体の名称、つまり町名なんです。だから町名として、これ合併時に海山町も公募されました。紀北町も公募されました。そういった意味で町名であると。

町名ともう1点、地名という観点からすると、私は先人たちが残してくれた地名、相賀、便ノ山、小山、小倉、引本、矢口、島勝浦、白浦、そういったものいくつもございます。それを今、変えてくださいというのが地名の変更、字名の変更なんです。これ大変大きな問題だと思います。それはその地名、字名というのは江戸時代から続く名前です。この名前を紀北町という町が、自治体がつかまえた、つくった名前を当てはめて変えていいのかどうか。これは大変大きな問題だと感じたから、このアンケートもさせていただきました。

ということで、このアンケートの意味については、大変大きな私は観点がありますし、この相賀とか引本とかそういった地名の歴史、これは書かれておりますが、そのアンケートやそういった署名のときにもですね、そういう大きな歴史がある中で、それを付けていいのか悪いのかということで、大変重要なことだと判断してアンケートを行わせていただきました。

それと、経費につきましてはですね、予算的には一応61万7,000円上げております。そういう意味では今、縮めてないもんですから、まだ予算の段階の数字しか言えません。

それと、紀北町の一体化というのも言ったよね。そういう意味では、先ほどから何度も言いますように、私は5年と半ぐらい前になったときから、紀北町として一本としてものごとは考えるべきだという考えに沿ってですね、やっております。そしてこういったものの判断につきましてはですね、アンケートを取った結果、我々としては法に基づく住居表記でいきたいという話になっております。

そういう中で、1点、ちょっと私、気になったもので、少し言わせてください。今日の南海日日見せていただいて、請願要旨という中でですね、未回答世帯44.96%、世帯すべてを一方的に海山を残さない意思表示とみなしたと請願に書かれているみたいなんです。これ一応、新聞なんで、本当にそういうのが出ているかどうか、私わかりませんが、我々の判断基準については一方的に反対とみたわけではないですよ。積極的に字名に海山を加えることを望む住民がどれだけいるかという判断をさせていただきます。その中で大勢を占めるということではないなということは、これは皆さんに送らしていただいた行政報告の紙も渡させていただきました。そういうことなんで、もしも請願見てないんでわかりませんが、新聞どおりであれば、一方的に海山を残さない意思表示とみなしたということではなしに、私自身がですよ。守る会の方そう思ったのなら、これはもう失礼なことで申し訳ございませんが、我々としては積極的に字名に海山を加えることを望む住民が大勢を占めるということではないという判断のもとで、させていただいたんで、ここだけちょっと今日の新聞で気になりましたんで、よろしく願い申し上げます。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

私はこの動きを見て決まったことやから、百歩下がった論理として伝えておるんじゃないかと、そんなふう感じてなりません。

それと、今、町長が言いましたけど、議会で決まったことについて、何の相談もなしにし尿処理裁判では対応した。今回も行政報告という形で対応してますけども、冒頭で。行政報告はあくまでも報告であって、決定については議員と話し合う場を持っていただきたいですね。そうでないと住民目線で行っているというのがほど遠い、そのように感じます。で、言い訳をさんざん聞いておってしょうないんですけども、やっぱりお互いに胸に手を

当て、紀北町の将来のために真剣に考えてやっていこうじゃないですか。ぐちゃぐちゃ言うのも私嫌いです。

で、解決策を提案します。3番目といたしまして、ふるさと納税の具体策と使途について、今、ふるさと納税についていろいろと問題になってます。こんなチャンスは二度とないんですね。私は5年前にふるさと納税についてまちづくりを考えました。今、皆さんにふるさと納税してほしいと言うたら、何の義理も感じんでいいんですよね。どんな人に対しても義理を感じんでもいいんです。税法上の得があるんですね。おそらく今年1年、年度内かもわからんですけども、土産も送れる。皆に喜んでもらえるんですよ。こんな政策を積極的に利用しない、そんな馬鹿な話はない。

で、町の政策を、目標を定めて、この課ではこういうことをやりたいから、これぐらいお金がほしいんだよ。そういうことを皆で議論して、そしたらこれぐらい要るよね。で、やるためにはどうしようかと、で、地場産業を返すということは地元の業者さんを支援することになるんですね。買うたれば運転資金ができるんですよ。銀行が金貸してくれなんでも運転資金はできるんですよ。ものすごい活性化なんですよ。これを真剣に考えないって、そんな馬鹿な手はない。

また、3月議会でも大学へ行っているお金ですか。補助するためのお金ですね。それについて町のほうからできないかという話もありましたけど、そのとき何か町長が否定的な話してましたけど、それをやるにはどうしたらいいかということで、やるためには基金を設けるとか、いろんな方法あると思います。それについて町長及び各担当課長の答弁を求めます。

東清剛議長

原議員、あと42秒ぐらいしか残ってないもんですから。

尾上町長。

尾上壽一町長

原議員の言われたことの大方同じ考えでございます。

ですから、そういった部分では真剣に取り組んで一生懸命やるのが、地場産業やそういったものに役立つし、まず、この基金をですね、貯め置くのではなく、それぞれの活用を考えていかなければならないと想っているところです。

東清剛議長

原隆伸君、あと42秒残ってます。

2番 原隆伸議員

担当課長の答弁を求めます。

東清剛議長

何課ですか、担当課長。

2番 原隆伸議員

この問題に関する観光課及び農林水産、及びに財政課、各々全部かかかってきますので、これらはね。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、おっしゃるのは広範にかかってまいります。

ですから、各課それぞれの考え持ってますんで、そういったものに対して各課から寄せ合ってどうやって使っていくかということなんで、今の段階ですら、どうのこうのないんですけど、議員がおっしゃるように各課が思う施策、それぞれ持っておる思いがあります。そこへ積極的に充てながら事業を進めていきたいということなんで、個別に何に充てる、これに充てるという問題ではないと思いますが、そういう意思是十分お聞かせいただいて、今後、対応していきます。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

時間がないもんですから、ふるさと創生の構想について、町長及び担当課長から答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたんで、ふるさと創生、大変重要な提案をですね、国のほうからもいただいたということでございます。ですから、先ほど申し上げたように戦略のですね、本部をつくって行っておりますので、これらもう少し精査しながら、今年度中ということで目処をつけてですね、どうやっていくかということ。

また、国の、これはいくら元気でやる気のあるところとお話があってもですね、予算付

けがどれだけくるかもわからないところもありますが、そういうことを気にしないで、どうすればこの町を地方創生をできるのかということを、担当課それぞれ皆さんの各課からも意見をいただきながら、また外部委員の意見もいただきながら、取り組んでまいりたいと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

2番 原隆伸議員

残された期間はわずかです。積極的にやっけてですね、できるだけ早く効果を上げる。その積み重ねです。そのために頑張ってください。私も頑張ります。

以上、私の一般質問を終わります。

東清剛議長

以上で、原隆伸君の質問を終わります。

東清剛議長

昼食のため、暫時休憩いたします。

1時までです。

(午前 11時 45分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

次に、10番 玉津充君の発言を許します。

10番 玉津充議員

10番 玉津充、平成27年6月議会の一般質問を行います。

今回は、銚子川、船津川流域における問題点と改善策についてと、先般、各戸に配付さ

れました防災マップについて質問します。1項目ずつ質問しますので、よろしくお願ひします。

まず、銚子川、船津川流域における問題点と改善策についてですが、両河川の河口閉塞問題、小山地区銚子川右岸堤防の嵩上げ、銚子川水系における電源開発株式会社との水利権更新とクチスボダムの安全性、及び銚子川の堆積土砂問題の4点についてお伺ひします。説明を求めることについて答弁をいただき、議論を求めることにつきましては、2回目以降、私の考えを述べますので、それについて回答をいただきたいというふうに思います。

最初に、河口閉塞問題についてですが、私は1年前の6月議会で、この問題点と改善策等について質問をしました。そして町長から県知事と町長の1対1対談で、知事に問題を提起すると答弁をいただきました。その後、7月に県知事と町長の1対1対談で、知事の現地視察が行われました。それ以降、河口閉塞は進んではいるものの、完全閉塞には至っておりません。今年度になり、県による河口周辺の地形測量調査が行われることとなりまして、念願の改善に向けた光が見えてきたと喜んでおります。先日、地元紙でも報道されていましたが、地形測量調査の目的や実施方法について説明を求めます。

次に、小山地区銚子川右岸堤防の嵩上げについてですが、小山地区では銚子川の増水時に民家が浸水する恐れがあるため、念願の課題となっております。昨年度、県による測量調査が行われております。その結果について説明を求めます。

次に、銚子川水系の水利権更新とクチスボダムの安全性についてですが、今年は30年ごとに河川管理者の三重県と、発電用に水を取水する電源開発株式会社が水利権を更新する年であります。県は更新にあたり流域の紀北町と尾鷲市に意見書の提出を求めます。この取水の影響は下流部の渇水による漁業資源や観光資源としての銚子川の魅力等に影響を与えております。町長は、意見書の作成にあたり農業用水水利組合や銚子川漁協など、従前から銚子川の水を利する団体の意見を聴取し、4月3日付けで県知事に意見書を提出されました。この紀北町長や尾鷲市長の意見書を受けて、河川管理者の三重県がどのような条件のもとに更新許可を出されたのか、説明を求めます。また、築60年を経たクチスボダムの安全性について議論を求めます。

最後に、銚子川の堆積土砂についてですが、堤防の高さに迫っているところもあります。台風時期を迎え早急な対応が必要です。この堆積土砂の悪影響や対応策について議論を求めます。

以上です。よろしく答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、玉津議員のご質問にお答えをいたします。

河口閉塞、銚子川、船津川の河口閉塞につきまして、議員おっしゃっていただきましたように、昨年7月の三重県知事と私との1対1対談を経まして、県におきまして河口閉塞解消に向けた抜本的な対策を検討するための調査を行うこととなりました。調査の概要といたしましては、河口部に土砂が堆積する原因となる両河川の土砂の動きを把握するというような調査でございます。具体的には、音響測深器による河口と高浜海岸と、小山浦海岸の沿岸部の海底地形の調査、銚子川、船津川及び引本港につながる水路の河川断面の地形調査を行うというものでございます。

いずれにいたしましても、河口閉塞の解消に向けた抜本的な対策につきましては、さまざまな条件を慎重に調査し取り組みたいと、県のほうから伺っているところでございます。なお、調査には複数年の期間を要するとも伺っておりますので、当面の間は河口閉塞に關しまして、適切な河口掘削を行い対応したいと県から伺っております。

続きまして、小山浦地区銚子川右岸堤防の嵩上げにつきましては、昨年度、県におきまして当地区の現況地形測量を実施したところでございます。今後の予定といたしましては、調査結果に基づき検討していく予定と県から伺っております。

続きまして、銚子川水系の水利権更新につきましては、町から三重県に対し銚子川等における水利使用に関する意見書を提出しております。内容といたしましては、河川の他の水利使用及び漁業に支障が生じないように努めるのみならず、河川生物の生態系維持等のため、河川維持流量の放流を含めた可能な限りの協力を求めるなどの意見でございます。三重県が電源開発株式会社に許可をした内容といたしましては、平成27年6月9日付けで水利使用規則を付して許可するとなっており、規則において目的として、水利使用は水力発電のためにするものから始まり、最大取水量、取水の条件、許可期限などを付して許可していると聞いております。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

町長の答弁、的確であっさりした答弁だったんで、もう少し詳しく聞いていきたいと思

います。

まず、河口閉塞問題についてなんですが、今回は原因調査をするというのが目的なんで、これも新聞報道によることですが、町長は簡潔に申し上げられたんですが、河川に堆積した土砂の動き、そして河川断面の変化、河口地形の変化の相関性の有無、河口の波力による海底地形への影響を調べるということになっております。

調査方法としましては、町長先ほども述べられたように、船にですね、音響測探器を積み、河口、高浜海岸、小山浦海岸の海岸部、約1.5kmと沖合 500mまでの海底地形調査、銚子川と船津川の上流 5 kmまでと河口付近の引本港へつながる水路、約 800mの河川断面を調べるというふうに報道をされております。調査期間ですが、この調査期間は、町長は数年かかるというふうに言われたんですが、自治会のほうに業者から回ってきた調査協力依頼書によりますと、平成27年6月上旬から10月下旬となっております。まず、町長の答弁と、この調査期間の食い違いはいかがなものでしょうか、お答えください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうもですね、県に伺っているということなんで、それ以上のことはちょっと存じてない部分があるんですが、工期のほうがですね、3月初め初旬からですね、10月の下旬までということをお伺いしております。そういうことからすると、地域に対してですね、6月の下旬ぐらいから10月の下旬ぐらいまで、いろいろと調査するんでよろしくお願ひしますということではないかと思ひます。複数年かかるというのは1年度だけではですね、どうもわかりにくいという根拠から、台風が来たりとか来なかったりとかいろいろあると思うんで、そういうので複数年、じっくり調べたいということではないかと思うんですが、はい。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

周辺住民のほうにはですね、こういう回覧で調査をするというお知らせが回っております。

それからですね、この件について、5月21日の行政報告会がありまして、これに参加された町民から、10数年にわたる地域の要望事項がやっと河口測量が行われることになって、

大変喜んでおるといふ発言がありました。町長はこれに対し、知事との1対1対談の成果だということ強調しておられました。これよりまして県職員がこの件について、一生懸命働くようになったとも述べられております。測量調査の結果を踏まえまして、暫定措置だけではなく、恒久対策に結びつくように見守りたいと思います。また、先ほどの調査期間、非常に長いものでございましたが、1年も早く恒久対策ができるように、しっかりと見守っていききたいものだと思いますが、町長の考えをお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がおっしゃったのが、私、行政報告でそのように申したのであれば、私の言葉足らずだと思います。地域住民の皆さんのご意見、要望があつて、それで動かされたものだと思っております。そして、私が1対1対談で後押しをさせていただいたということなんで、もし、そういう言葉しか使っていなかったら、そのときのことも含めてですね、お詫びしたいなと思います。すべて地域住民の皆さん、私も平成16年にも水害の被害受けておりますんで、住民の皆さんの思いでということで、私自身もですね、これはもう念願というか、悲願のようところがございますので、しっかりと今後もですね、忘れることなく毎年のように要望を続けていきたいと思つています。はい。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

次に、小山地区の銚子川右岸堤防の嵩上げについてですが、調査が行われて、その結果に基づいて検討中という回答だったんですが、その調査結果を数値的に、どの部分がどうということだというような図書的なものは、県からいただいておりますので、

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身が細かくは見ておりませんが、担当のほうへは届いていると伺っております。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

測量の結果からは、まだ問題点や今後の取り組み方が明らかになっておるのか、なっておらないのか、その辺を説明願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

小山浦地区の堤防の嵩上げにつきましては、県からいただいている資料といたしましては、平面図とその部分に合わせた横断図をいただいております。それで、今回の調査といたしましては、河口部からちょっと上流のあたりから、JRの線路ですか、高架を越えたあたりまでの横断測量をやったということで、成果はいただいております。

それで、その成果に対する対策とか、問題点は、今、県のほうでそれを解析というほどでもないかもわかりませんが、検討材料として、堤防の改修を検討していく予定と聞いていますので、ここが悪いからどうするという、まだ結論にはいたってないと、県から伺っています。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

今の成果、その測量結果ですね、これを自治会からも、もう数年にわたって出ておると、要望、思うんですね。その結果を、要望のあったところに、どのような形で、フィードバックされていくんですかというのが1つと。もう1つはですね、この測量場所は豪雨だけではなくって、津波による浸水被害も想定されるのではないのでしょうか。

私は、5月の連休を利用して、東日本大震災の被災地であります、岩手県の大槌町から宮城県の気仙沼市の中の被災状況や復興状況を、視察してきました。地形がですね、紀北町とよく似ております。川を遡上した津波がですね、堤防を越水して民家を襲うというようなことも考えられます。したがって、これらの観点からもこの部分の改善は必要だろうというふうに思っております。

町長も気仙沼等には何回も行って、見られと思うんですが、その辺の今の2つのこ

とについて答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

細かいところあるのかな。今ですね、課長のほうからお話させていただいたように、まだ今、県のほうからですね、この紀北町へも示されていない状態ですので、そういうものがあらかたのものが出たら、それをやはり地元の皆さんにですね、しっかりとこういうものをするよという住民説明を行っていただくものだと思っております。

それと、津波に対してはですね、私、毎回言うんですけども、いつも最大のが来るばかりではないんで、一定のものは一定の堤防でカバーできるという考えがありますので、それがですね、最大値に機能するということでは、三浦、矢口も含めてそうなんですけど、より安全・安心のためにはですね、必要な施策だと思っております。

それと、今、中途半端なお答えをしておるんですが、実はこの議会が終わりました、県の建設事務所といろいろとお話するようになっておりますんで、その時にそういった面も含めてですね、議員のおっしゃること、今日この後もいろいろご質問あったら、それも踏まえて県のほうへお伝えさせていただきますんで、何かあったらどんどんおっしゃっていただいたら、はい。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

とにかく測量の段階は済んだということなんで、早くその中から、どういう問題があって、どういう手を打たなければならないのかということ、是非聴き取りをお願いしたいというふうに思います。

それから、次に水利権の問題ですが、三重県と発電会社の間でですね、昭和30年に水利権が設定されました。30年ごとに更新することになっています。その際には、県から流域市町に意見書の提出が求められ、県はこれを付して更新を行っています。先ほどの町長の答弁で、今年の6月9日付けで県は承認したという回答がありました。

最初の更新はですね、最初の1回目の更新は、昭和60年でした。当時の海山町長は、従前から水を使用する関係団体や町民からの意見の聴取なしでですね、電気事業の公共性から見て、水利の使用については異議ありませんとの意見書を提出しております。今回、2

回目の更新にあたりまして、尾上町長は事前に関連団体の意見を聴取しまして、先ほど町長の回答がありましたが、河川生物の生態系維持のために、可能な限りの協力を求めた意見書となりました。これについては、より住民目線の意見書になったことについて、感謝しております。これを受けて、県の許可でございますが、この確認書を書面でもうこちらの紀北町のほうにあるんでございましょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった規則とか、書類等の写しもいただいております。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

前回の時はですね、町でこの事態が把握されないということだったんで、今回、確認ができておるといことはですね、数段の進歩だろうというふうに思います。

続きまして、クチスボダム安全性について、議論したいと思います。クチスボダムは築60年を経過したわけですね。もう30年間の2年間、更新したわけですから、震度6の巨大地震で崩壊すれば、ダム湖の水は銚子川を駆け下り、被害が出るのではないかと、ダムの近くの木津地区をはじめとした流域住民が、不安を持っております。

去る3月に発電会社の西日本支店の支店長クラスの方と、私、面談する機会がありましたので、想定される南海トラフ地震に対して、耐震性は大丈夫なんですか。コンクリートの建築物なので、寿命はどれだけで設計しておられるのですか。今のままだこまで使用する計画になっていますか。この3点について、質問をしております。次回の面談時に回答を求めるつもりでおりますが、町長はこの辺についての見解は、いかがお考えでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおり、私もですね、このダムについてはですね、台風の時等いろいろ心配して、特に議員からのご指摘が多くてですね、台風時の放水とか、そういったものをしております。したがって、コンクリートの劣化の問題、そういったものも大変心配はしておりますが、事業者責任ということでですね、維持管理、そういうのをしっかりやっ

ていただいておりますと思うんですが、今回、玉津議員も含めて、銚子川漁協の方たちが水利権の問題で、相当、クチスボダムのことだと、電源開発の方とお話し合いもしてですね、今までのような切れた関係から、つながった関係になったのではないかなと思います。

だから、行政もそうなんです、そういう住民の方とも、これからもいろいろなお話しする機会をつくっていただけたらと思いますので、そういった中で、今、議員もおっしゃったような点も、町としてもですね、お聞きしながら、これからのいい関係の中で、安全性を確保していただきたいと思っております。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

今、町長から答弁をいただいたように、私たちのほうもですね、いろんなつながりで、話ができるようになっておりますので、その辺の私たちが得た情報についても、行政のほうへもですね、お伝えをしまして、お互いに安全確保ということに努めていただきたいというふうに思います。

次に、銚子川の堆積土砂の問題でございます。私は、最近この地域にしては、たいしたことなかった雨量でも、便ノ山地区の水位上昇による避難準備、避難勧告の発令や白石湖の水位上昇、汐見地区の路面冠水などは、銚子川の堆積土砂による河床上昇が原因ではないかというふうに思えるようになってきました。

町長の見解はその辺いかがでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も同感でございます。そして、特に河口閉塞時の白石湖の水位上昇によるですね、あれなんかは、まったくそういう河口閉塞というものが原因して、それがあって、なおさら知事にもですね、強くお話することができたのではないかと思っております。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

堆積土砂につきましてはですね、便ノ山集落の右岸、キャンプinn海山のゲート付近の右岸、権兵衛の里前、通称平尾の左岸側、相賀の通称舞い込みの右岸側、そして、小山地

区の河口付近が特に堆積が多い状態であります。

中でも便ノ山集落の右岸側については、堤防の高さまで迫っております。町長は、銚子川の左岸沿いの県道で、よくウォーキングをされておりますね。次回、ウォーキング時には是非、右岸側の堤防から川の実態を見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それともう1つ、問題がわかっておってもですね、土捨て場がないなどの理由で、対策が進んでおりません。しかし、平成16年の船津川の氾濫のように、災害が発生すれば、やらざるを得ないわけであります。ならば、事前にやるべきで、知恵を絞ってやり方を考えるべきであると思います。河口閉塞の問題で、先ほども町長述べられておりましたように、県知事との1対1対談が成果をあげております。次回の機会に、是非、湯口堰堤から下流の銚子川の現地視察をお願いしたい。現地を見て、対策を訴えていただきたいと思います。

また、この問題は全県的な問題でありまして、県では優先順位を決めて取り組むというふうに聞いております。当地区選出の県会議員への働きかけや支援も得て、早急な対応をお願いしたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃった場所、すべて見ております。本当に大変な状態、特にですね、今、警報を出すのは、特に便ノ山の右岸ですね、あそこの水位計がですね、大変いつも非常に上がるのが早いです。私が消防団にいた時から比べると、ずっと早くですね、急速にあがります。それは堆積以外ではないのではないかなと、私も思っているんで、県のほうにはですね、やるべきだと災害の前にやるべきだという考え方はまったく一緒なんです。県のほうもですね、同じ考えなんです。ただ、土捨て場、この間も区の方にも集まっていたら、どこか適地はないですかという会合を持たさせていただきました。

それで、ある1箇所ね、ちょっとあったんですが、それもちよっと進みにくい状態のようなどでやっております。そういった優先順位はですね、議員の皆さんのお力も借りながらしていくんですが、まずその部分で、今、紀北町はつまずいているような部分でございまして。それと、知事に見てもらおうということなんですけど、あれはまだずっと生きています。河口から堆積の問題はですね、1対1対談のやつは、ずっと続けてその経過を知事に報告しなければならないという、どうもシステム的になっているようなんで、それはもう続けて、こちらの建設事務所もですね、十分認識していただいておりますので、それは継

続してですね、次回、この議会終了後の時もお話をさせていただきたいと思います。

そういうことなんで、今、土捨て場、これ今までですね、何万立米も入るところを対象に考えてきていたんです。ちょっと422も一緒なんですけど、方向転換をしまして、少しでも埋められるところがあったら、県にお願いできないかという方向を、この27年度から転換しましてですね、鷺下の件がありましたもんで、あそこもたいして入らないんですけどね、そういうこともありまして、森林組合とか、これから自治会へお願いをしてですね、少しでもいいから、捨てられるところはないですかというお願いを、27年度からして、もう大規模なことは、なかなかこれだけ探してないということは難しいんで、紀北町、特に海山区の中ですね、探していきたいなと思いますんで、これは今日、テレビでご覧になる自治会の方もですね、それから、森林組合や山関係の方、なかなか海は難しい問題がありますんで、そういう方たちがご覧になったら、ここらにあるよと、ただね、民有地の場合いろいろな問題もありますし、農地の場合もいろいろな問題もございまして、そういうのをクリアしながらですね、もう小さなところでも、どこでもいいからというぐらいの観点で、取り組まざるをえんのかなと、今、思っているところでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

奇しくもですね、今日は県議会で地元の議員が、この河川土砂の問題について、一般質問をされるということになっております。まだ結果はどうか聞いてないんですけど、県のほうの気運もそういうことで盛り上がると思いますので、是非、早急をお願いしたいと思います。

次に、2点目の防災マップについてです。防災マップ、これです。

昨年3月にですね、作成されまして、今般、各戸に配付された今の防災マップ、これはですね、従来のマップと比べて非常に使いよいものになっていると思います。しかし、以下、3点のことについて、説明を求めます。

1つは、津波についてですが、指定避難場所一覧表に、津波の項目がないですね。これはなぜなのでしょう。また、津波の高さは表示されていますが、遡上高については、表示されておられません。必要ありませんか。

それから、2つ目は、大雨土砂災害についてであります。指定場所一覧表の対象地区で、

土砂災害の避難場所がない地区が3地区あります。この対象地区は、土砂災害避難勧告、避難指示が出た時に、どこへ避難すればよいのか。また、大雨時の浸水と土砂災害は現状では情報の区分ができませんね。それらの情報をどういうふうに捉まえていくのかということ。

それから、3つ目は、このマップの活用についてですが、配付後に役立っているのか。活用されているのかの検証や、追加や改定などがあると思いますので、アフターフォローが必要だと思います。その手段や計画等は決めてありますか。以上お答えください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、防災マップについて、お答えをさせていただきます。昨年度、土砂災害のハザードマップということで、今年度は津波のハザードマップを皆さんにご予算を認めていただいております。津波についてということなんで、まずはこのマップにですね、津波の避難場所が載っていないという観点から、お答えさせていただきます。これは施設等ですね、地震、高潮、大雨。大雨の中でも洪水と土砂がありますが、そういった部分を重点的にさせていただいたものでありまして、津波の場合、指定緊急避難場所という形でありまして、それは今年の津波ハザードマップに合わせて配付させていただきたいと、そのように考えております。

遡上高につきましてでございますが、遡上は陸へあがった津波が到達した標高ということに位置づけられておりまして、平成26年3月に三重県が発表いたしました、津波浸水予想図、理論上最大を基に作成するわけなんでございますが、津波浸水域の最終地点を遡上高と、一応、捉え方をしておりますので、そのような形でつくらせていただくことになるかと思っております。

大雨土砂災害につきましてはですね、時間的に3箇所、避難場所がないということなんで、これらはですね、大雨、土砂はですね、特殊な場合を除いて、台風などコースがわかりますんで、時間がある時には事前に、そういった地域から避難をしていただきたいということで、今、行っているのは便ノ山地区ですと、海山の総合支所、また町民センターへですね、お越しいただいておりますような関係でございます。

そういった中でも、地域外の避難所へ移動する、時間的余裕がない場合、これが今、一番問題になって、便ノ山地区の人に、大変ご迷惑をおかけしているのが、そこなんですよ

ね。浸水域では危険となって、あそこが避難場所で、浸水しないという場所なんですけど、長期間降ると、今度は土砂の危険性があるというところなんで、判断が、先ほど議員も質問あったように、河川水位の上昇で、大雨の浸水、それから、土砂災害は気象庁の土砂災害警戒情報、これを基にやるものですから、ちょっとタイムラグもありまして、いろいろとご迷惑をおかけして、大雨の中を避難していただかなければいけないというような、大変ね、住民にとって、安全・安心じゃない避難の仕方もしていただいているのも事実でございますので、ここらをもっと工夫していきたいなと思います。

それから、マップの活用ですが、これは、今年つくる津波避難マップも含めてなんですが、是非ともこれをですね、活用していただきたいなと思っております。議員からお褒めをいただいたんですが、これもなぜ、前回のように1冊にしなかったというのは、今、議員まったくおっしゃったように、追加とか改定がしやすいように、その地区、あと全体をホームページか何かで見えますんで、議員がおっしゃるような趣旨があって、ああいう作り方をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

まず津波についてなんですが、三陸のですね、津波被災地、私、見てきましたが、いたるところにですね、津波の浸水、高さの表示がされています。表示の高さはですね、8mとか9mの表示がほとんどだったんですが、その津波の高さであっても、遡上高はですね、22mとか23mでありました。やはり、予測される遡上高もですね、是非、表示されるべきではないかというふうに思います。

それから、これはちょっと余談になるんですが、被災地においてですね、今回の東日本大震災の場合、地震発生からですね、津波の来襲までですね、約30分、時間があつたにもかかわらず、何故、多くの命が失われたんですかという質問をですね、数名の人に投げかけて聞きました。要約しますとですね、地震直後の津波3mという情報に惑わされたというのが、1つです。

それから、高台に避難したんですが、津波が来ないので、家族や貴重品やペットなどが心配になってですね、引き返したと。そして、津波にあつたという。それから、車で避難したためにですね、渋滞に巻き込まれて間に合わなかった。避難所に避難したが、避難所自体が巻き込まれてしまったとの回答が多くありました。また、大船渡市のですね、津波伝

承館というのがありまして、ここではですね、これらのことがですね、数値化されて、語り部によって語られておりました。教訓にすべきことでもありますし、行政が指定した避難所ですね、命を失うことなどあってはならないと思います。

また、正確なですね、情報伝達が必要であると思います。そのためには、訓練でですね、訓練をしっかりとやって、訓練でできないことは、本番でもできないというふうに思いますので、訓練の重要性を再認識すべきだなというふうに思ってきましたが、町長の所見はいかがでしょう。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、大きな被害の原因はですね、今、議員おっしゃったこと、個々のことはあるんですが、まず今までにないような想定外といわれる、その当時ですね、ものが来たということですね。これが我々の今であれば、この東日本大震災があった中で、いろいろ教訓をいただいておりますので、県等もですね、言っているように、そういったものがあつたら、想定にとらわれず逃げなさいという話になっております。

ですから、県もシミュレーションの中で、いろいろな形で逃げれば、これだけ被害が低くなるよというようなシミュレーションもされていると思います。やはり、議員おっしゃるように、まず第一は訓練、意識の持ち方です。防災意識が希薄にならないようにですね、常に継続していくことが、まず、我々のできる、まず、第一のことではないかと思います。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

今、言われたことと、町長、常々言っておりますように、より早く、より高く、これの意識づけがですね、重要だなと思いました。私は見てきたのは、大槌町ですね、2階の大槌町の庁舎、2階建ての庁舎ですね、町長以下が屋上に逃げただけど、もう町長もその場で流されてしまったという現地とか、それからですね、釜石なんかでは避難所、今でも避難生活をしておられる方がおります。その避難所の状況だとか、それから先ほど申し上げましたように、大船渡市ですね、津波伝承館、これは映像を見せながらですね、語り部が災害の状況、それからその後のこともですね、非常に詳しく語ってくれました。

それから陸前高田、これは酷かったですね。何もないという感じだったです。そして一

面ですね、今、土木工事、嵩上げの工事がですね、ベルトコンベアーに土が、上をですね、ベルトコンベアーが非常にたくさん走っておりまして、それで土を運んでおるといような状況でありました。

それから、気仙沼市のほうではですね、非常に湾の深い港でありましてですね、港周辺の建物は鉄筋以外はほとんどないという状況でありました。

したがってですね、津波に強い建物、そしてより早く、より高くというような意識をですね、持たないとどうしても被害は大きくなってしまふというふうなことですね、見てまいりました。津波のことはこれで終わらせていただきます。

大雨土砂災害についてなんですが、避難所のない地区ですね。3地区、地区は申しませんが、3地区ございます。で、どこに、どのタイミングで、どのように避難するのか。先ほど、便ノ山の自治会の例が出ておりましたが、もうどうしてもそのぎりぎりの状態になって、相賀までですね、バスに乗って移動するのも危ないぐらいのときの避難になってしまうということです、ほかの自治会、自主防災会もですね、同じことだと思います。

したがって、その辺の避難をですね、どうするのか。実際にこの自主防災会、それぞれですね、自主防災会と是非話し合っていたきたいと思います。自主防災会や区長の方もですね、一応、行政の指示に従って避難を斡旋してするんですが、中には住民の方からね、こんな危ない状態で移動したら、なおさら危ないじゃないかというような指摘を受けたりするケースがありますので、実際そういうのが問題としてですね、のしかかっておりますので、是非、その地区地区の方と、その避難の方法だとかタイミングについてですね、話し合いをして決めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃるとおり、私、消防団の時代からですね、それを常々疑問に思うところもありました。そういう中で、自分が町長になってもですね、なかなか対応できてない。それはなぜかという、ぎりぎりまでですね、できたら警報とか避難勧告、どの辺でという判断が大変難しいんで。

ただですね、議員おっしゃるようにこういったものごとのわかる。今、紀北町もですね、タイムラインということで、台風なんか3日前から発生してこうラインしてきますんで、こういうことを踏まえてその今、特に3箇所の方ですね。早くからもうこっちへ来ていた

だけるんですかとか、そういう話をですね、ひざを突き合わせながら話したいなど、それもですね、台風シーズンの前にしっかりと担当課のほうに、おそらく担当課もそういう話しておると思うんです。しておると思うんで、そういう話するかな。そういうのをね、しっかりとやりたいと思う。担当課のほうからちょっと答弁いたさせます。

東清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

先ほどから町長のほうでですね、お話していただいているように、避難についてですね、時間的に余裕がある場合はですね、近くの地域外のところの安全なところへ避難していただくということで考えておりますけども、それがどの場所が一番適切であるかとか、その辺につきましては各自主防災会、自治会の方とご相談しながらですね、決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

それぞれの地区で事情があると思いますので、先ほどの町長が言われたタイムラインの考え方に沿ってですね、是非、話し合っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから最後です。マップの活用についてですが、これマップの作成にあたりまして、やはりお金がかかっておるわけでございます。したがって、有効に使用して成果を上げたいねということでございます。そのためにはですね、ただ配付するだけだと、棚にポンと乗せられたりですね、本棚に押し込められたり、そのままになっておるケースもあろうかと思えます。そのためにはですね、例えば避難訓練のときにですね、持参していただいて、その様態のチェックをすとか、これを教材としてですね、使用などして活用していただきたいと思うんですが、その辺の活用方法についての考えを聞きたいと思えます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、配付では駄目だというところがあって、この土砂災のハザードマップの前に、津波避難マップも配付させていただいております。そこにはですね、

先ほど議員おっしゃったように緊急避難路を記載してあるんです。

そういう意味では、あれはなぜこういうA3というのかな、あの広さというのは、A3にしたかというのは、もう以前のやつはこういう本だったわけですね。そうすると、もうこうポーンと放られると、あれをですね、家庭の中で広げていただいて、どこへ逃げるか。だから住宅地図の記載してあるやつを、今回もわざとしたんですけど、そういうのを家族会議で決めていただきたい。そういうのも、ここの前のほうの冊子に書いてあるんですけど、そういうのをしていただきたい。それで見えるところへ貼っていただきたい。

それで、議員おっしゃるように、その防災訓練のときに家からどう逃げればええのかなと、そういうふうにしていただきたい。地区の訓練でもですね、そういう活用していただきたい。だから本棚へポンと置かないために、あのA3でどっかへ貼っていただきたいというような形にしてありますんで、もう議員全くおっしゃるとおりなんで、そのようなことをですね、まずは住民の皆さん、自主防災会の皆さん中心にですね、そういう啓発をしていきたいと思います。はい。

東清剛議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

まとめて終わりたいと思います。

私、今日質問したのは、懸案となっていますね、船津川とか銚子川の河口含め河川の問題、それらを根気よく、より早くですね、解決していかないかんということと。

それから、せっかくね、いいマップができたんで、是非、こう使いこなしていきたいと、そのためにも減災にですね、有効になるように活用していくために、今、どういうふうにしたらええんかなというのを考えながらですね、進めていっていただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

2時05分まで。

(午後 1時 50分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 05分)

東清剛議長

次に、7番 近澤チヅル君の発言を許します。

7番 近澤チヅル議員

こんにちは。7番 近澤チヅル、6月議会の一般質問を行います。

町民の皆さんの思いを一生懸命質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、通告に従い、初めに3月議会に続きまして、戦後被爆70年の今、再び平和を求めて質問いたします。その質問が終わってから、2つ目の国保の質問に進みたいと思いますので、よろしくお願いします。

3月議会でも、戦後70年の今をどのように認識しておられるかのことについて、町長にお伺いしましたが、3カ月経ち、また事態は急変しております。改めて平和を求めてお伺いいたします。

5月14日、安倍政権は国際平和支援法、平和安全法制整備法の日本の法案を閣議決定し、次の日の15日に、国会に提出しました。これは平和を求める私たち国民、特に女性の声を踏みにじり、アジアと世界に、もう戦争はしないと誓った憲法9条を壊し、戦争する国へと戦後の日本の歩みを転換させるものであり、この性質に私は怒りの思いでいっぱいです。いくらこの法案に平和や安全の名を付けてみても、結局は、いつでも、どこでも米軍指導の戦争に自衛隊を参戦させ、地球規模での戦闘の場に行かせ、武器を使用し、殺し、殺されるということが、まさに現実的になるということにほかならないと思います。

国民や国会に諮る前に、米国政府と夏までに成立させることを約束し、いわゆる米軍と自衛隊の戦争分担である日米軍事ガイドライン改定まで決めるなど、アメリカの言いなりの姿勢としか思えません。どの世論調査でも、いわゆるこの安保法案、戦争法に反対が多数です。また、政府自ら行った憲法審査会においても、自民党が指名した憲法学者ですら違法だと主張しました。私たちは戦後70年、憲法を守り抜いてきました。このような法案は許すことができず、廃案にすべきだと私は思いますが、町長の見解をお伺いします。

2番、3月議会で戦後被爆70年の取り組みについて伺いましたが、検討するというお答えをいくつかいただきました。その後、どう検討されたか、具体的にお答えいただきたいと思います。尾上町長は、非核平和都市宣言をされておりますが、その以前から8月に開かれる広島・長崎に向かっての平和への思いの一つの行動である国民平和大行進へのご協力につきましては、本当に感謝の一念でございます。歴代の町長にもご協力をいただきました。一町民としてお礼を申し上げます。

今年で70年目の夏ですが、今年も6月9日に議会開会の日でしたが、紀北町に行進団が入り、庁舎の前で町長、副町長をはじめ、ここにお並びの課長及び職員の皆様、並びに議長、副議長、たくさんのお出迎えをいただき、メッセージ、署名、カンパなど、ピースアクションへのご協力に、通し行進者の方も元気をもらったと感謝しておりました。70年目の行事として、今年は本庁と海山の町民センターで被爆写真展などの開催を予定されておりますが、前回質問いたしました非核平和の町宣言にかかわる垂れ幕とか、そういう横断幕などの設置については、どのように検討されているのか。また、中学生を8月に行われる原水爆禁止世界大会へ派遣すべきだと提案させていただきましたが、これも検討させていただくというお答えでしたので、その後、どう検討されたかお伺いいたします。

3つ目に、今年の夏は4年に一度の中学校教科書採択が各地で行われます。紀北町でも6月19日から7月9日まで、紀北教育会館で教科書展示会が行われる予定だと聞いております。その後、各自治体の教育委員会が教科書の採択を行うとも聞いております。昨年1月、教科書検定の基準が改訂されました。その改訂の特徴は、安倍政権の主張を深く反映したのになっており、安倍政権が教科書に政府見解の掲載を押し付け、戦争する国づくりの人材づくりの一環として、教科書を位置づけているという説もあります。

例えば、ある教科書では、太平洋戦争の内容について、この戦争は日本の自衛のための戦争であるとか、アジア諸国の解放のための大東亜戦争であると、戦争を美化する内容が書かれております。歴史教育学者協議会の石山さんも、自国を守るためにやむなく戦争したと誤解してしまいそうだとおられます。

こうして今、このときに私たちの知らないうちに、未来を担う子どもたちを着々と戦争へ導く道が教育の世界でもつくられようとしております。若者を戦地に送らない。それは私たち大人の責任です。このような教科書が採択されることのないよう願うばかりです。教育長の見解をお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、私のほうから1番、2番についてお答えをさせていただきます。

まず、1番につきまして、戦争法案非核平和都市宣言をしている当町の私の考えということでございます。これ3月定例会でも申し上げました。今年は多くの尊い生命が犠牲になった太平洋戦争の終結から、70年の節目を迎える年でございます。先の大戦において多くの犠牲を払い、それを教訓に平和国家として、この70年を歩んでまいりました。

しかし、いまだに世界各地では紛争やテロが繰り返えされ、戦争への危惧は依然として存在し、人類の生存に深刻な脅威を与えているのも事実でございます。議員もご承知のとおり、本町は非核平和の町を宣言しておりまして、私といたしましても世界の恒久平和とかけがえのない美しい自然を子々孫々に継承し、二度と悲惨な戦争を繰り返さないよう、核兵器の廃絶と世界平和を願っているものでございます。

また、今国会で審議されている法制につきましてですね、国の専権事項ということなので、私、今この場でですね、意見をいうのは差し控えさせていただきたいと思っております。

それと、3月議会での検討事項でございます。非核平和の町宣言の横断幕についてですけど、横断幕という形になるかどうかはわかりませんが、紀北町は非核平和の町宣言した町だよということはどっかに掲示してですね、やりたいなと思っております。それも一定の期間常設できるような形は考えているんですが、ただ、横断幕とか懸垂幕、それからまたほか形になるかは、ちょっと別なんで、そこのところはまだもう少し検討、近々にですね、決めて、議員おっしゃるように我々はこういう町なんだよということは示していきたいと思っております。

それと、世界大会に派遣することにつきましてはですね、議員からも大切さも十分前回説いていただいたんですが、教育委員会ともお話をさせていただきました。こういう平和のこういう原水爆の世界大会に行くとなると、事前学習とか事後学習とかいろいろなスケジュールの問題もございまして、3月にご提案いただいてですね、この夏のということで少し難しいということ、教育委員会のこととしてもですね、お聞きいたしておりますので、この辺につきましては前回も申し上げたように、沖縄でですね、そういう戦争の悲惨さを学んできておりますし、戦没者の追悼式そういうものでは、平和記念作文等も書いていただいたり、学校でもそういう戦争に対することは十分教育されております。残念ながら、世界大会のほうはですね、派遣は難しいという観点でお話をさせていただきます。以

上です。

東清剛議長

森本教育長職務代理人。

森本鑛平教育長職務代理人

近澤議員のご質問にお答えします。

教科書の採択につきましては、尾鷲市と共同採択を行っております。尾鷲地区教科用図書採択協議会を設け、ここに教科別調査部会を置き、見本の送付があった全ての教科書において、県教育委員会から提示された調査実施項目に従って調査研究を行います。同採択協議会は、調査部会からの報告を受け、教科書展示会での保護者、地域の方々のアンケート意見を参考にしながら審議し、教科書の採択選定協議を行い、教育委員会に結果を報告します。

紀北町教育委員会といたしましては、同採択協議会からの報告に基づき教科書を採択します。現在、各教育委員にも見本の教科書を配付し、内容の把握を行っていただいているところです。採択の対象となる教科書は、すべて教科用図書検定基準に基づく検定に合格しておりますので、県教育委員会が示す採択基準に基づき、教育基本法に定める教育の目的、目標及び学習指導要領に定める教科の目標を達成するうえにおいて、どの教科書がより適切、かつ効果的であるかという視点で採択を行ってまいります。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

安保法案については回答を差し控えさせていただくという、お答えでしたけれど、昨年の6月議会です、集団的自衛権が閣議決定されたとき、私の同僚である中津畑議員が、町長の見解をお伺いしました。私は傍聴席で聞いておりましたが、そのときはもう少し前向きなご回答だったと記憶しておりますけれども、今回、昨日は新聞が休みでしたけれども、今日の新聞にもこの法案に対する反対がすごく進んでいるということが書かれておりました。

このようになかなかNHKは放送しませんけれども、これは東京で2万5,000人、愛知県でも4,000人集まったとか、私どもが赤旗の今日の新聞ですけれども、日本各地で住民の方も、これはもう廃止しかない、そういう思いで運動が始まっておりますし、また、先ほど言いました長谷部さんと小林さんの2人の学者さんも改めて記者会見して、これは違

法であり、長谷部さんは国民を愚弄するもんやといい、小林氏は、独裁政治の始まりやと、これ記者会見しております。これも今日の新聞です。私が通告したときよりも、もっとこの法案に対しておかしい、憲法違反だという声が進んでおりますが、このことについて町長はどのように認識されますか、お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どうも言葉足らずのところですね、議員の想像される答えと違ったように思いますが、私はですね、今、審議されているものに対して、今この場で答えられないということなんで、私自身の考えはですね、この前の平和行進でもお話をさせていただきました。日本はですね、戦争を放棄した国やと、戦争に巻き込まれるようなことがあってはならない、まずこれが、まず第一です。そういう中で、私は自衛隊の必要性は認めておりますし、自衛隊は大変重要な国の中での位置づけであるということは思っております。

そういう中、そういった大事な人たちが戦争に巻き込まれて、人に殺され、殺すというような行為があってはならないという思いはですね、これはもう以前、中津畑議員に答えたのと全く気持ちは変わっておりません。ただ、法整備をですね、憲法学者も巻き込んでやっている中で、この場でこの角度から良いよ、悪いよということとはちょっと述べるのは差し控えさせていただくということでありまして、戦争そのもの、そういった人が人を殺すということはね、あってはならないし、また、その巻き込まれるような行為に、もし至るような法律改正であれば良くないと思います。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

はい、町長の思いは十分伝わったと思います。

今回の6月議会にも住民団体から、この2つの法案に対して慎重に審議してほしいという請願が出されておりました、委員会でも問題になっておりましたが、そのときよりもまた事態が少し進んで、議会の見解も問われますけれども、住民運動も憲法学者もそうですけれども、昨日、公聴会が高松市で開かれておりました。この中でも6氏のうちの5氏が反対と述べられて、もう賛成と言われた方も知事ですけれども、高知県の。十分に審議をと、賛成だけでも十分に審議はしなくてはならない。そのことも公聴会の場で言うてお

りますので、このことは戦争はあかんという町民の皆さんの思いと、町長も同じ思いだと理解させていただいてよろしいでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですから、私はそういったものになるのであれば反対であります、議会、国会で今、されていることなんで、そこらの辺、私が危惧するようなことにならないように法律をしっかりと審議させていただいて議論していただきたい、慎重にですね。という思いです。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

はい、わかりました。

2つ目に入ります。

今回、平和都市宣言にはどういう形になるかはわからないけど、必ず設置していただくと確信してよろしいでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりでございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

はい、評価いたします。是非、一時的なものでなくてですね、長時間、何年経ってもわかるような表示にしていきたいことを、改めてお願いしたいんですが、そのこともお願いしておきます。是非、そのことも含めて検討していただきたいと思います。

中学生を派遣するということは、教育委員会の皆さんとも討議したけれども、今回は準備不足でできないということですが、来年度に向かって準備が整えば、そういうことも検討していただけるのかどうか、再度お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうからですね、特に述べることはないんですが、教育委員会のほうがどういう考え持っているか。ただですね、私が今回この答弁するに至って、お金の面だけじゃなしにですね、スケジュールやいろいろな問題、どの学校が行くのかとかですね、複雑ないろいろな検討課題があるように伺っておりますので、答えてもらうのかな。一緒の答えですよ。ということです。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

今の中学校では沖縄へ修学旅行行っていて、平和教育事前学習、事後学習やっております。そういった効果もございますもので、いろいろなことを総合的に判断させていただいて、実施するかどうかを、校長会のほうにまたお願いして、検討させていただきます。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、校長会にも提起していただいて、来年度からに向かって討議をお願いしたいと思います。

3つ目、また教科書の問題なんですけれども、私もどういう教科書が今回展示されるかということで、教育委員会の方に見せていただきました。本当に久しぶりに教科書を見て、ああ私たちのころとは違うんだなって、わかりやすく、すごく前向きな、イラストとかカラーとか、もう60年、中学校は50年前になりますか、そういうときの教科書とは随分違うなという思いがして、教科書は学んで生きていく希望を与える教科書なんやなど、改めてその教科書を見て希望をもらえたような気がしました。

日本の平和と憲法9条についても、日本は第二次世界大戦で、他の国々に重大な被害を与え、自らも大きな被害を受けました。そこで日本国憲法は、戦争を放棄して世界の恒久平和のために努力するという平和主義を掲げました。憲法9条は戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権も認められないと定めています。こういう教科書もございました。そして戦後多くの国民はどのような思いでこの憲法に、どのような思いを託してきたのだろうか。そういう問いかけも教科書の中でされておりました。

また、一方ですみね、違ふ教科書は、平和主義のところでは自衛権と平和主義、自衛権を持つことは認められており、第二次世界大戦に破れた我が国とか、各国の憲法における国民の兵役、我が国はかつて大日本帝国憲法20条で、国民の兵役の義務を規定してたといいて、戦争とか自衛隊の最新の装備の写真も載せておりました。これを両方を読んで、中学生が判断するのだったらいいけれども、やはり一方の教科書だったら大変なことが起こるのではないかと危惧いたしますので、先ほど教育長がお答えになったとおり、慎重に子どもたちの立場に立って選んでいただきたいと思ひます。

そして、戦争は、私、先ほども女性の思ひに反することが国会で行われているということをおいしましたが、戦前は私たち女性は選挙権がありませんでした。戦後、私生まれたときは選挙権あったんですけど、戦後初めて選挙権が得られました。その中で、そういうことも教科書で学んだのかなと思ひますが、そのことで女性の地位も上がってきたと思ひますけれども、今度の教科書の中にもすみね、男女平等を目指してというところも載っておりました。男女が対等に参画して活動できる社会をつくることが求められています。そのためには育児・介護休業法に基づいて育児休業の取得を促進すること、保育所の整備を進めるなど、育児と仕事を両立できる環境を整えていくことが必要です。管理職や専門職についても女性の割合を高めていくことも必要です。こういうことも教科書に載っておりましたので、義務教育を受ける紀北町の最高の権威でこういうことを学ぶのですから、やはりこの紀北町でもこの教科書のような、このような社会を目指して進んでいくべきだと思ひますが、教科書のことなので教育長にお伺ひします。

東清剛議長

森本教育長職務代理者。

森本鑛平教育長職務代理者

教育基本法並びに学習指導要領の教育の目標目的に従ってすみね、採択協議会からのすみね、報告に基づいて厳正に調査し、採択していきたいと思っております。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

課長、お答えはいかがですか。お願いします。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

対象となる教科書はすべて国の検定を通過しております。

先ほど職務代理者がおっしゃったように、県教育委員会が示す採択基準、そして教育基本法に定める教育の目的、目標及び学習指導要領に定める教科の目標を達成するうえにおいて、どの教科書がより適切かという、また効果的であるかという視点で採択を行ってまいりたいと思います。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それでは、2つ目の問題に入っていきます。

国保料の改善について、また3カ月、3つ議会を通しての質問になります。

安心のための健康保険が暮らしを圧迫している。国保の改善についてですが、質問させていただきました。その際、いつも町長のお答えは、国保の運営者としての立場での答えだったと、私は理解しております。国保の仕事とかそういうことについて、詳しい説明はあったんですけども、それをその中で、制度をどうやって維持するかというお話だけで、その中で、低所得者で困っている皆さんの立場に立った回答はなかったように思います。

そして、必ず医療費が県下で一番高い。なのに保険料は安いほうから8番目です。そののところだけをご了解いただきたいというお答えばかりでした、2回とも。これまで二度にわたって私は他の保険よりも所得に占める保険料は高いという構造的な問題を指摘し、私の思いとは違うチグハグのお答えでした。その間も町民の皆さんは年金も下がり、今回、少し上がりましたが、物価はそれ以上上がっております。消費税は上がり、国保は大変高い、何とかしてほしいと思っております。

そこで、紀北町の実態調査をし、分析し、なぜ国保加入者の低所得の方が暮らしが大変な中、高い保険料を払うことになっているのか。より良い改善にさせていただくには実態調査をしてほしいということを求めてまいりました。今回は具体的に加入者の皆さんの職種と割合、平均所得、平均保険料、そして保険者の皆さんの所得に占める保険料の割合についてのご回答をお願いいたします。

2番目といたしまして、それに基づく国保料の設定についてお伺いします。

今まで、やはり収納率や保険料率のお話をお答えになっておりましたが、地方自治体の目的は、住民の福祉と健康の向上を目指しております。その立場に立って、住民の立場に

立ってこそ本当の実態調査であり、保険料の引き下げる、その結果、保険料の引き下げる余地はどこにもないのか。そういう詳しい説明をしていただきたいと思います。基金も少しですがあります。一般会計の法定外の繰入などの余地はございます。そして国の支援も今年はありません。町長のお考えをお伺いいたします。

特定健診について、当町の国保の特定健診は他の町に先駆けて無料です。このことは何よりも評価すべき点であり、もっともっと住民の皆さんにこの事実を広めていくべきだと思います。しかし、実際のところ特定健診の受診率は無料化したのに23%だったものが、35%には上がりましたが、県の平均受診率である38.3%には、まだ届いておりません。6月号の広報きほくを見て、私はびっくりしました。特定健診の受診率を上げるためだと思いますが、景品で町民の皆さんの関心を釣り上げているように思いました。私の友人は、えっ何それ、馬鹿にしているねと呆れていました。この景品も元は税金であり、保険料です。このような使い方が町民に理解されるとは思えません。

そもそも特定健診とは、予防医療の観点に立ち、早期発見で医療費も下がるけれども、利用者の皆さんの負担も下がります。そしてそれが健康につながるものです。今回の計画は受診率にこだわり、健診の本来の目的を見失っているのではないかと思われますが、町長の考えをお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今ね、おっしゃっていただきました。ちょっとね、ことが多いんで、答弁漏れしたら、また自席で答えさせていただきますんで、その辺、ご理解いただきたいと思います。

まず、実態でございます。厚生労働省が国民健康保険制度の健全な運営を図るうえでの基礎資料とするために行っている国民健康保険実態調査というものがございます。それらをいろいろとひもといたものでございますが、調査の概要といたしましては、市町村が行う国民健康保険の被保険者の属する世帯の所得、保険料、賦課の状況及び被保険者の年齢等について調査するもので、調査客体といたしましては、町村国保の全保険者であり、前年度の実態調査で報告された9月30日現在の被保険者数に従って、5つの群に分け、各群それぞれに設定された抽出率で被調査世帯を抽出し、回答するものであります。

本町におきましては、国民健康保険の被保険者の属する世帯合計数の50分の1で、被調査世帯を抽出いたしまして回答をしております。この調査結果につきましては、厚生労働

省のWEBサイトで一部公表されておりました、最新データは平成25年度データになります。このデータによりますと、全国における国民健康保険加入世帯の世帯主の職種と各割合につきましては、農林水産業 2.2%、その他の自営業11.3%、被用者31.2%、その他 4.2%、無職40%、不詳11.1%となっております。また1世帯当たりの平均所得は 139万 9,000円、1世帯当たりの平均保険料調定額は14万 6,461円、所得に対する調定額の割合は10.5%となっております。

次に、三重県における国保加入世帯の世帯主の職種と各割合につきましては、農林水産業 2.5%、その他の自営業11.8%、被用者33.7%、その他 2.2%、無職45.2%、不詳 4.6%となっております。また1世帯当たりの平均所得は 131万 9,000円、1世帯当たりの平均保険料調定額は14万 6,745円、所得に対する調定額の割合は11.1%となっております。

各市町村におけるこれらのデータにつきましては、すべては公表されておりませんが、この調査方法に基づき、本町の国保加入世帯の状況を計算しますと、国保加入世帯の世帯主の職種と各割合につきましては、農林水産業 1.5%、その他の自営業17.6%、被用者 25%、その他 4.4%、無職50%、不詳が 1.5%となります。また1世帯当たりの平均所得は 100万 7,912円、平均保険料調定額は9万 7,572円、所得に対する調定額の割合は 9.7%となります。全国平均や三重県平均と比較しますと、1世帯当たりの平均所得や平均保険料、調定額は安いものとなっております。

また、所得に対する調定額の割合についても低い率となっているところでございます。

次の国保料引き下げについてはですね、先ほど申し上げたような結果ではございます。

そういう中で、議員は保険料を下げたらどうだということなんですが、国の今回 1,700億円だったですか、そういうこともですね、低所得者向けのですね、ところへ手厚く充てるためのことだと認識しておりますので、そういった意味ではですね、国も一定のそういった国保の大変さというものはわかっていただいて、そういったお金を入れていただけるのではないかと考えております。

本町の1人当たり医療費は毎回言っているんですが、ここ数年、県内で一番高いぐらいということでございます。25年度は1位でございます。保険料の1人当たり調定額につきましては、25年度は下から8番ということになっております。このような状況におきましても、保険料率につきましてはですね、合併から据え置いておりますが、医療費の増高と被保険者数の減少から、国保の基金を取り崩し不足財源に充当するという、厳しい財政運

営がここ数年続いているところでございます。

そういった意味では、大変厳しい中で国保運営をさせていただいているということでございます。予防医療についてはですね、今のような状況でございますので、国民健康保険事業の実態を把握しまして、疾病予防につながる施策を展開することは大変重要だと考えております。

住民課の所管につきましては、国保に加入されている方が対象でございますが、関係課との連携を深めですね、特定健診受診率のさらなる向上策の検討や、地域の実情に即した健康状態の把握や、保健事業の効果的な実施等評価を可能とする国保中央会、開発した国保データベースシステムを最大限に活用する等いたしまして、予防医療の推進に努めているところでございます。

それと、景品につきましてはですね、確かに22.4%から35.1%ということで、県下最下位から県下18位まで上がりました。そういう中で、先ほども申し上げたように、やはり特定健診はね、きっかけづくりだと思うんですよ、基本的には。そういう中で自分がどこが悪い、良いということで、これは特定健診を受けた人に一定の数の景品をするということではないんです。それを受けて、その保健師さんなんかとこう話をして、その報告を聞いていただいた方にありがとうございますと、頑張ってくださいねという、健康保健関連のもの。他所の町ではですね、カラーテレビとかいろいろ当たるようなこともしている町、たくさんございます。ただ、我々は健康に結びつくものを何かプレゼントしながらですね、意識づけをしていきたいという思いでございますので、決して、その景品で釣るとか、そういう意味ではございませんので、そこのところをご理解願いたいと思います。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

はい、国保についてお伺いします。

やっと3回目の質問で、紀北町の平均所得が国や県が139万円のところが107万円、そして保険料はしたがって97万円、所得に占める割合については、町長がおっしゃったように全県とか、国よりも低い設定になっているというお話でしたので、努力されていることは認めたいと思います。

そして、やはりこの、確か聞き間違いだったらごめんなさい。早口でおっしゃられたので50%の方が無職だと言っておられました。紀北町ですね。国保に加入されている方は、

当然所得が低いし、所得に占める割合は低いけれども、大変な状況の中で保険料が決められ、それに従って納めているというところは、そのことについてはどうお考えでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

軽減の税率がですね、かかっている。無職といっても無収入ではないわけなんですよ。年金もあれば、いろいろ、これ国保自体がですね、基本的に退職された方が入られたりとか、そういうね、先ほどいった自営業の方が入られますんで、そういう意味からすれば、こういう率が高くなるのもですね、無理はないのかなと思います。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

いつもと同じお答えだったと思うんですけども、今までの質問の中で、医療費が高いから保険料も高いところを安くしているんだというお話、ずっとそうでした。医療費の高い大紀町、あんまり紀北町よりも少し低いんですけども、そんなに変わらないんですけども、大紀町は23年度5位、紀北町は2位、24年度は紀北町が1位で大紀町は4位、25年度は紀北町が1位で大紀町は2位、あんまり変わらないところだと思うんですけども、保険料は何番でしょうか。ちょっとこの質問は止めておきます。

1番なんですね。医療費は高くっても保険料は県下で一番安いんです。この大紀町はなぜ安いか、どういうことが考えられるか、大体でよろしいのでお答えください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あんまり他所のことをお話することではないと思いますが、法定外繰入とかね、そういったものがあるんじゃないかなと思いますが、ここで一言言わせていただきたいんですが、法定外繰入しているところたくさんあるんですよ、現実の話。ただそれはですね、国保運営が成り立たないという前提の中でやっているところがほとんどです。これ聞き取りさせていただいているんで、やっております。ただ、そういうときはですね、国保の保険料を急激に上げるわけにはいかない。国保運営を破綻させるわけにはいかない。そういう中で激減緩和措置のですね、過程の中で法定外繰入をしてやっているところがほとんどなん

です。

特殊な町はね、いろいろな町もあるかと思いますが。別な意味でやっている方も、だけど調べさせていただきました。議員がいつもおっしゃるんで。そういうことからすると、そういうこと保険料の徴収率の問題とかですね、そういう悪いところはやっぱり埋めざるを得んと。ですから、皆さんがほとんどが国保運営の安定化のために行っている。決して国保をグッと下げてという意味でやっているところは少ないんですよ。

うちのほうも今、1人当たりの保険料が一番高いわけですよ。それで何で8位かという、国保の運営のシステムの中で守られているわけなんですよ。ですから、我々こうシステムの中で、国保運営の健全化を図りながらやりたいんで、議員おっしゃるのよくわかるんですよ。安ければいいに決まっておるんです。そやけど運営という観点、これあんまり言うともた議員怒るかわからんですけども、議案44号のときにですね、議員が条例の一部の改正する条例のときに、こうおっしゃった、質疑のときに。

自主財源の少ない当町にとってプラスなんかマイナスなんか、質疑されました。あっやっど運営者の立場になってももの言っていたかど、ちょっと感じたんです。ですから、我々としたら安くしてあげたいのは十分わかるんです。ただ、それは運営ね、国保を健全に保つためには、やっぱり一定の負担、その中でも国も高いというか、年金で暮らしている方いろいろな方ございます。だから軽減措置3割、5割で、2割だとかですね、やっているわけなんで、気持ちはわかるんですが、なかなか難しい。現実に今1,000万円ずつ、毎年赤字、それを基金で穴埋めしているんです。これも底尽きます。そういうときにどうするか。また県全体の国保の一本化ですね、そういうものもあって、まずは破綻したらどうしようもないんですね、国保自体。そこのところもちょっと理解していただきたいなと思います。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

理解していただきたいということですけども、なぜ、その運営を、国も運営が大変ということで、国が努力してくれる。これは今年だけじゃなくてずっと続くそうですけども、県も共同運営事業ですか、弱い市町に対して援助してくれている。だったら、なぜ町独自として法定外、その道は私残っていると思うんです。大紀町だってそれを行って、このような低い保険料を設定していると思うんですけども、他の町のことは言えないとい

う思いがあったんですけれども、これ24年にですね、社保庁が紀北町へ行った一般会計からの繰入や国保積立金の活用で、保険料を払える保険料にしてくださいという回答の中でですね、一般会計からは、いわゆるルール分を除き、補てん的な繰入は一切行っておりません。普通だったら取り入れて下げるものもあるけれども、当町はやってないんですよと。私そういう文章になると思うんですけど、一切行ってないことを正当化するような、このような文書もあってですね、町長の考えの中にも一切行わないという強い意思のもと行ってないのではないかと思うんですけども、やはり所得が低い年金暮らしの方が今、50%の中にも入っているとおっしゃったんですから、計算したけれども一般会計からの繰入は行わないと決めたのか、計算もせず、一般会計からの繰入は行わないと決めておられるのか、お伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは、先ほどからいろいろとお話させていただいた話にまた戻るんですけど、調整して総合していろいろなものを統合的に考えて、トータル的に考えてですね、その中で我々は判断させていただいた中で、今、保険料を決めさせていただいてやっているんで、決して、その窓口からはねてるという意識はございません。

やっぱりしっかりとその保険についてもですね、国保、協会けんぽ、組合、いろいろな団体がございます。その中で一生懸命やっているわけなんですね。それで税金も、そういった他の保険に入っている方からもいただいている税金でございます。そういう中で、じゃ協会けんぽにどんだけ補助するのやという話、そういう話にもなってきます。そういうのもトータル的に考えた中で、難しいですよということなんで、そこのところはですね、理解していただきたいなと思います。ということですね。窓口でポーンと切ったわけではございませんので、はい。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

そういう町長の説明でした。

続きましてですね、医療費が高くても保険料が一般会計を入れても南伊勢町は大体23位、22位、紀北町と変わらないんですね。一般会計を入れていない紀北町もやはりその機構の

中で努力をされて、こうやって一般会計を入れてある町の保険料と同じ、医療費も大体同じぐらい高いんですけども、その差はどういうふうに紀北町は工夫されているのか、お答えをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはそれぞれのね、町の事情というのがございます。ですから、今、先ほど申し上げたように、国保運営のですね、組織の中で、今、国保連合会がございますよね。そういったものの高額医療共同事業とかですね、国保安定化事業、そういったものでいろいろと増減を調整していただいて、紀北町の場合、そういった手当が厚いという部分で、その差額は出てくると思います。それぞれの疾病の問題とかいろいろな問題でもいろいろ違ってきますんで、長期のこととか、病気の種類とかね。そういうのがあって、一概に言えない部分があると思います。

それと、この際なんでお話させていただきますけど、いろいろな協会けんぽとかそういったものも、いろいろな雇い主からお金は入ったりとかいろいろしているんですけど、今の国保の運営の状況からすると、50%が国や県の調整交付金等が入ってきているわけなんです。そしてそのあと、国保財政の共同安定化事業と国保連合会等を通しての事業、一旦、我々もお金払っているんですけど、だから払った分以上に戻ってきたりですね、そういう病気、疾病とかそういうものが多いということなんですよ。

ですから、そういったもので保険料そのものは、約30%町民の皆さんがお払いしているのはですね。ですから、ほかの70%はいろいろ国保のシステムの中で助けていただいておりますので、そこら辺もですね、影響しているんで、一概に、どの角度からとはちょっと私のレベルでは言いづらい。

そして、もう1点だけちょっと余分なこと言わせていただきます。せっかくいつも、3回もしていただいております、3回も4回もしていただいております、3回ですか、していただいておりますんで、市町村国保と協会けんぽをですね、1つとらえてお話をさせていただきます。その中で、市町村国保はですね、1人当たりの医療費が約ですね、これ全体という話なんですけど、1人当たり医療費31万6,000円、それで協会けんぽが1人当たり医療費16万1,000円、そういうことで加入者1人当たりの平均保険料が8万3,000円、協会けんぽ、いわゆる会社勤めておる方の1人当たりの平均保険料が10万5,000円、そういうふうに払

っているわけなんです。

ただし、先ほどから申し上げるように、無職の方とか年金暮らしの方がおりますんで、所得自体が低い、生産年齢の方の所得と、言うたら退職された方、そういった方の所得は明らかに違いありますんで、そういうところからいうと近澤議員がおっしゃる、いつもおっしゃる保険料の負担額、これからすると9.9%で、協会けんぽが77.6%、お金自体はたくさん払っていただいております。その協会けんぽ、ほかの組合入っておる方ね。そういう意味ではですね、国や、この国保運営のシステムの中では、大変なですね、ということで、先ほど申し上げたような7割が、国保運営事業に国、県、その他連合会等のシステムにおいて支えていただいているんで、我々としてはですね、このシステムの中で一生懸命やっていきたい。もちろん今の保険料を一定にキープする努力をしなければいけない。それは予防医療もどんどん入ってきます。そういった部分でやらなきゃいけないんです。

そうして、また特殊な事情で上げざるを得ないときになった場合ですよ。そういうときには、法定外繰入の話も出てこようかと思えます、これは。ただね、出てこようかと思えますですよ。するという話じゃない。そういうときにはそういう話もあろうかと思えますけど、我々は今、こうやって医療費が増大して分母、支える分母数が減ってますよね、人口が。そういう支える保険を、支えている方の人口が減っているから、せめてこの国保の医療費、国保料をですね、上げないように何とかこれでキープしたいと頑張っておりますんで、この辺も理解してほしいなと思えます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

私も一般会計から取り入れなくってもですね、ほかの一般会計と取り入れている、たくさん入れている、同じような自治体と同じような保険料になっているのは、どうやって評価していいのか、だから特別なことをされているのだろうと思うんです。医療費が一番高いのに、一般会計も入れずに同じような料金になっている。そここのところの秘訣というのですか、それをお伺いしたんですけれども、時間がないので、また違う場面で一生懸命勉強させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

続きまして、特定健診についてお伺いしたいと思えます。

やはり保険料を下げるのは、皆さんが健康で予防医療が何よりも大切だと思うんですけれども、保険料が高いと言われると、あまり言わないようにしてほしいと思うんです。本

当に病気になっておられる方は、私が悪いといつも町長が言っておる、そう思うというんですね。一番高いんだ、一番高いんだということを強調されて、町民も傷ついております。そういうことも是非、配慮していただきたいと思います。

そして、今、紀北町のですね、医療費の高い原因について、毎年高いんですから、どのように分析されておるのか、お聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ひとつ誤解のないように言いたいのは、医療費が高い高いって言うんで、ご負担に思う方がいらっしゃると、これはですね、そういう意味で言っているわけじゃないんですよ。高いから健康にね、重篤化しないようにやらなければいけないと自分も鼓舞してますし、町民の皆さんにも、だから予防医療、そういうものを予防が大事なんですよということを、訴えたいためにやっていますんで、それでご負担に感じているんだったら、それはお詫びしたいとは思いますが、病気いうのはね、どんだけ努力しても訪れるときには訪れます。それが安部教育長、前教育長なんですけど、そういう方たちがですね、何か病気になって医療費かかることを負担に思われることはないと思います。そのための制度なんですから。それはですね、十分ご病気の方も認識していただければいいと思います。そういう話なんで、何の答えやったかわからんようになった。

7番 近澤チヅル議員

医療費の高い原因は何やと思っているんですかと。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

要らんことばっか話しておってね、すみません。

うちの場合ね、ちょっといろいろと長期化する病気とか、そういうのがありますんで、そういった具体的な正式な病名でいいますと、これは住民課長のほうから答えさせます。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

本町におきましての疾病でございますが、入院に関しましては第1位が新生物でございます。

ます。第2位が精神関係、第3位が循環器でございまして、外来に关しましては第1位が循環器系、第2が内分泌系、第3位が尿路系となつてございます。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

そういう疾病が原因で、医療費が高くなつてゐるということで、ほかにもたくさん原因はあると思うんですけども、今回、紀北町が発信しております、特に町長は行政放送でも必ずお話になっておりましたけれども、ちょい減らしプラステン、私もこの講習、スライドですね、受ける機会が、住民の皆さんと一緒に受ける機会がありまして、本当にこの企画はですね、ウォーキングならそこへ行かなくてはいけない、体操ならそこへ行かなくてはいけないけれども、どこにいても、いつでも、どこでも、誰でも、何でも対応できるということでは、すごく健康にいい今回の提案だなと思つております。これ保険料もこういう事実をやはり、これ保健師さんがスライドでやつてゐるやつをちょっとお借りしてきたんですけども、そしてこの地方に多い塩分を減らすための栄養士さんの。1分ですね。もう超えましたが、ごめんなさい。是非、こういうタオルもありまして、紀北町で進めておりますので、是非、Tシャツをつくるとか、いろいろなこともあると思つたので、この企画を進めて健康を守つていただきたいと思つまして、終わりにさせていただきます。

東清剛議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、追加日程を配付させていただきます。

昨日、請願案件が提出され、議会運営委員会において、緊急に取り扱うことになり、追加の請願案件の提出がありましたので、配付させていただきます。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

20分まで。

(午後 3時 04分)

(追加日程：配付)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 16分)

東清剛議長

請願案件の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

お諮りします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程表のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、この案件については、日程に追加し、別紙追加日程表のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

東清剛議長

追加日程第1 請願案件についてを議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願1件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読いたします。

平成27年6月紀北町議会定例会

請願文書表 平成27年6月16日

種 別 請願第2号

受理年月日 平成27年6月15日

件 名 海山の名前を残す事を求める請願書

請願の趣旨 「海山」を大事に守るため、現在の海山区地内の住所の中に、「海山」を地名として残すよう要望します。

請願者住所及び氏名 三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦 900番地1 海山を愛する会

代表 世古 孝 ほか9名

紹介議員氏名 瀧本攻 原隆伸

付託委員会 総務産業常任委員会

以上でございます。

東清剛議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

お諮りします。

本日の会議は、これで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

なお、大西瑞香君ほか、3人の質問者については、17日の本会議の日程とします。

本日は、これで散会します。

(午後 3時 18分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成27年11月11日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員

紀北町議会議員 大西瑞香